

—— 日本西洋史学会第48回大会 ——

公 開 講 演 要 旨

部会別自由論題報告要旨

1998年5月16・17日

福 岡 大 学



マイクロ版 18,19世紀イギリス社会史基本資料精選

英国農業の発展や田園生活の変化を考証する上で好個の資料

Agriculture & Farming, 1610-1900: A Collection of Farming Dictionaries, Manuals and Encyclopedias 既刊 2パート セット価格 ¥478,000 (分売可)

近代的機械工場経営の立役者ボウルトンとウォットの文書に見る産業革命の進展

Industrial Revolution: The Boulton & Watt Archive and the Matthew Boulton Papers from Birmingham Central Library 既刊 8パート セット価格 ¥3,813,000 (分売可)

ビクトリア朝時代、エドワード7世時代のイギリス各地を写真で再現

Photography as Art and Social History: The Francis Bedford Topographical Photographs and the Warwickshire Photographic Survey from Birmingham Central Library 2パート完結 セット価格 ¥379,000 (分売可)

1900年以前の英国警察官報を復刻

The Police Gazette: Issues for 1866-1878, 1882-1897 & 1899-1900 from the Cambridge-shire Police Archive 既刊 1パート ¥310,000

革命期英国の政治状況を克明に描き出すエドマンド・バーク文書集成

Politics in the Age of Revolution: The Papers of Edmund Burke, 1729-1797 from Sheffield Archives and Northamptonshire Record Office 既刊 1パート ¥643,000

ビクトリア朝時代の働く女性たちの姿を写す日記、書簡集成

Working Women in Victorian Britain, 1850-1910: The Diaries and Letters of Arthur J. Munby and Hannah Cullwick from Trinity College, Cambridge ¥825,000

* 各コレクションの内容明細、分売価格などについては、弊社本・支店販売部(課)までお問い合わせください。

(Adam Matthew / 日本総代理店: 丸善)

日本総代理店 (本社・日本橋店) 〒103 東京都中央区日本橋2-3-10 ☎(03)3272-7211 振替: 00170-5-5
支店・営業所—東京(お茶の水・有楽町・内幸町・浜松町・アーケヒルズ・渋谷・府中・錦糸町・北千住・柏・取手・上野・船橋)・千葉・八王子・大宮・新潟・札幌・仙台・盛岡・茨城・横浜・静岡・浜松・名古屋・津・岐阜・金沢・京都・大阪・神戸・姫路・岡山・松山・広島・福岡・長崎・鹿児島・沖縄 / ニュージャーシー・ロンドン・シンガポール
<http://www.maruzen.co.jp/>

公開講演

久留米大学教授 森本芳樹

中世都市 = 農村関係論のその後

— 中世初期を中心に —

東京大学教授 木村靖二

“彼は大きな理想を持つ、ひとかどの人物だ”

— ドイツ炭鉱(鉦山)労働者の「近代」 —

1998年5月16日(土)

日本西洋史学会第48回大会

中世都市＝農村関係論のその後

— 中世初期を中心に —

森本芳樹

一九七八年五月九州大学で開かれた日本西洋史学会大会では、『西欧中世における都市と農村』と題するシンポジウムが行われたが、私はそこで、「中世初期・盛期における都市＝農村関係（ベルギー学界の動向を中心として）—問題提起にかえて—」という報告をさせて頂いた。次にこの学会の大会が九州で開かれたのは一九八七年五月熊本大学においてであったが、その際には、一九八一年以来九州大学を拠点に活動してきた西欧中世都市＝農村関係研究会の成果を問うべく、私が組織者となって『西欧中世における都市と農村。再論』という小シンポジウムを開き、私は問題提起の報告を担当させて頂いた。今回の大会は本学会が九州で行われるその次の機会であり、たまたま当初予定者の急病によって私が公開講演の任に当たることとなったので、このようにして続けられてきた議論のその後の展開を聞いて頂くことにしたい。前述の研究会は一九八八年に解散しているが、私自身は中世初期農村史の研究を専門としながらも、都市と農村との関係に関心を持ち続けてきたので、今回は私の勉強をベースとしてこの時期に中心を置いた話となる。

一九八七年の報告では、その頃までの内外学界でのこの問題をめぐる動向を、都市連続説、領主制説、及び地域重視の三点にまとめてみた。それらはいずれも、一九六〇年代頃までの中世都市研究で回転軸をなしてきた、アンリ・ピレンヌの学説を特徴づけている断絶論、共同体説、及び遠隔地商業重視の批判をなすものであった。ただしその際すでに、これら三点のみに絞った主張が一方的な性格を持ちうることをも、私は指摘していた。それは、この頃までの議論が、わが国で余りにも根強かったピレンヌ流の都市＝農村峻別論への対決を意図した結果、中世史の現実のうちで生じていたはずの都市的定住地の断絶、市民による主導力の発揮、及び遠隔地商業の影響は考慮の外に置いていたからである。そして、研究史の方向転換のためのこうした仕事から、さらに内容豊富な総合的叙述を目指した研究へと進む必要を強調した。

その後イギリス学界を先頭に統合を進めているヨーロッパ学界では、考古史料と文字史料との突き合わせを方法上の武器として、まさにそうした動向が明確になってきている。ここでは、まずフランク中心部から最もよく研究の進んだヘントを取り上げ、地誌的多核構造の中で数世紀に及んだ都市形成過程の具体例を説明する。ついで、古代から中世への移行、荘園制の形成、商業地の展開、及びブルクによる在地的・地域的権力の確立と中世初期を通じて進行した都市化との関連を、フランク周辺部をも視野に入れて検討する。

公開講演Ⅱ

“彼は大きな理想を持つ、ひとかどの人物だ”

— ドイツ炭鉱（鉱山）労働者の「近代」 —

木村靖二

1918年から1920年の約3年間、ドイツは第一次世界大戦の敗北、ドイツ革命、ヴァイマル共和国の成立という大きな節目にあった。この時期、大きな変動を促した社会運動の主要な担い手になったのは、ドイツ各地の炭鉱（ないし鉱山）労働者であったことはよく知られている。報告者も以前『兵士の革命』（1988）において、「周縁化されたものの運動」として、兵士の運動と並んで、炭鉱労働者運動を挙げ、その分析を意図していると書いたことがある。同時に指摘したように、これは革命の成否への関心というよりむしろ、国民国家ドイツの内実を強め、その方向を規定する下からの動きを明らかにしたいという関心があった。この関心をさらに延長させて、炭鉱労働者を例に、ドイツの近代のありよう、その基本的な枠組みを提示したいというのが、本報告での課題である。

ところで、ドイツ炭鉱労働者の歴史については、第二次大戦後、西ドイツのみならず、国際的にも広く取りあげられ、ドイツ西部のルール地方を中心に、各職種の労働者の中ではもっとも研究が進んでいる分野といってよいと思われる。もちろんそれはドイツ革命における運動への関心からだけ出たものではない。比較的豊富な史料の存在に基づいて、炭鉱労働者におけるポーランド系をはじめとする多数の非ドイツ系労働者の存在、あるいは炭鉱や製鉄業を軸とする急速な工業発展のもとで、農村地域から工業地域への変貌と労働者の集中による工業都市化などが現れた場としてルール地域が注目され、現代の外国人労働者（ガストアルバイター）に連なる問題、ルール重工業資本と労働者・労働運動の関係を通してドイツ近代の労使関係の特質の解明、あるいは近年では工業都市と居住環境からのアプローチ、さらに「失われた世界」としての炭鉱やそこで生活した人々の記録化といった多様な関心や角度から、オーラル・ヒストリー、地域史も含めて、実に豊富で多彩な蓄積がなされてきた。

もっともそれらの研究の多くは、戦後の東西ドイツの分立と旧東ドイツ史料の調査の困難さという事情から、もっぱらルール地域が対象とされ、そこでの発見を典型化、

一般化として提示するという偏差をもち、また炭鉱労働者の独特の世界を強調することで、労働者総体のなかでの炭鉱労働者の位置をかえって見にくくしている傾向があったことも否めない。こうしたことを念頭において、報告では、文書館史料による中部ドイツの褐炭・カリ鉱山地域、ザール地方の炭鉱の動向も視野に入れ、非ドイツ系労働者を含む炭鉱労働者層の成立事情、彼らの自己認識と他者の炭鉱労働者への視点に重点を置く。

炭鉱労働者からドイツ近代に迫る切り口として、報告では、工業化、国民国家化、文明化という相互に絡み合う三つの軸を設定する。その際、工業化は単に近代工業の展開といったことにとどまらず、原素材工業から加工工業への質的転換がもたらす問題を、また国民国家化はドイツ帝国がそれぞれの時点でどのような国民国家を選択していったかを、文明化は教育・清潔・市民的振る舞いだけでなく、それがどのような職業観を生み出していくのか、といったダイナミックな側面に留意して使用したい。

部会別自由論題発表

1998年5月17日(日)

古代史部会(9:30~16:30) A401教室

午前の部(9:30~12:30)

- 1 川崎 康司(早稲田大学) 紀元前二千年期初頭アッシリアの交易活動と商業政策
司会 中田 一郎(中央大学)
- 2 藤井 信之(関西学院大学) エジプトにおけるリビア王朝の支配とアメン神官団
—第22、第23王朝期のテーベ行政をめぐる—考察—
司会 屋形 禎亮(信州大学)
- 3 藤森 誠(東北大学) プトレマイオス朝エジプトにおけるエピストラテューゴス職
司会 大戸 千之(立命館大学)
- 4 師尾 晶子(千葉商科大学) デロス同盟の結成 —当初の規模とその拡大—
司会 伊藤 貞夫(放送大学)

午後の部(13:30~16:30)

- 5 山内 暁子(京都大学) アテナイの葬儀慣習におけるポリスの制度的介入
司会 桜井万里子(東京大学)
- 6 相京 邦宏(豊橋技術科学大学) ローマのライン河流域支配と文化の相互変容
—ウビー族の場合を中心に—
司会 大久間 慶四郎(愛知大学)
- 7 井上秀太郎(東京大学) ローマ後期のエジプトにおける貨幣と税制
司会 市川 雅俊(防衛大学校)
- 8 田畑賀世子(早稲田大学) ラウレンティウスのシスマ(498年—507年)
—5世紀末から6世紀初頭のローマ市とその教会—
司会 後藤 篤子(法政大学)

中世史部会(9:30~16:30) A402教室

午前の部(9:30~12:30)

- 1 飯島 克彦(筑波大学) ビザンツ初期の教義論争における修道士の活動について
司会 井上 浩一(大阪市立大学)
- 2 松下 昌弘(上智大学) 総主教ミカエル=ケルラリオスの失脚 —プセロスからの書簡を中心として—
司会 井上 浩一(大阪市立大学)
- 3 市原 宏一(大分大学) 中世前期バルト海南岸の定住と交易
司会 富田 矩正(大東文化大学)
- 4 西村 善矢(名古屋大学) 9世紀トスカーナ南部のリベラリウス —モンテ・アマータ修道院のリヴェッロ契約文書を手がかりに—
司会 山辺 規子(奈良女子大学)

午後の部 (13:30~16:30)

- 5 城戸 照子 (大分大学) 8-10世紀イタリア北部ポー河流域における河川交通と流通
司会 佐藤 彰一 (名古屋大学)
- 6 森 貴子 (九州大学) アングロ・サクソン期のウスター司教領 — 権利譲渡文書 (charter) と所領の展開 —
司会 山代 宏道 (広島大学)
- 7 堀越庸一郎 (東京大学) ノルマン征服後イングランドの土地保有構造 — ケントの事例を中心とした類型化 —
司会 鶴島 博和 (熊本大学)
- 8 島崎 利夫 (東海大学) 12・13世紀オクシタン語文化圏における宮廷人の理想像 — トゥルバドゥールからみたコルテジアを中心に —
司会 里見元一郎 (清泉女子大学)

中・近世史部会 (9:30~16:30) A403 教室

午前の部 (9:30~12:30)

- 1 小野 賢一 (青山学院大学) リムーザン地方の聖堂参事会改革
司会 渡邊 昌美 (中央大学)
- 2 印出 忠夫 (聖心女子大学) アルビジョワ十字軍開始前後の教皇権と南フランス地方
司会 甚野 尚志 (東京大学)
- 3 田村 理恵 (九州大学) 1306年の裁判と都市ヨーク
司会 坂巻 清 (東北大学)
- 4 中堀 博司 (九州大学) ブルゴーニュ伯直営製塩所グランド=ソヌリの管理体制 — 中世後期ブルゴーニュ公国におけるフランシュ=コンテ製塩業の支配 —
司会 高橋 清徳 (千葉大学)

午後の部 (13:30~16:30)

- 5 池田 利昭 (北海道大学) 中世後期の都市ニュルンベルクにおける犯罪と刑罰 — 殺人・傷害事件を中心に —
司会 相澤 隆 (東京大学)
- 6 古谷 大輔 (東京大学) 三十年戦争におけるスウェーデン王国の財政構造
司会 大久保桂子 (國學院大學)
- 7 山中 淑江 (日本学術振興会) 1600年頃の南ドイツ・ヴェネツィア商業に関する一考察
司会 小倉 欣一 (早稲田大学)
- 8 藤内 哲也 (京都大学) 近世ヴェネツィアの貴族階級における新家系の成立
司会 斉藤 寛海 (信州大学)

近世・近代史部会1 (9:30~15:45) A201 教室

午前の部 (9:30~12:30)

- 1 青木 道彦 (川村学園女子大学) プロテクター政権末期の宗教上の長老派・独立派の動向 — 空位期の教会体制の崩壊への転機 —
司会 今井 宏 (東京女子大学)
- 2 丸藤 准二 (東北大学) 18世紀ロンドンにおける職業と支配層 — 商工人名録による実態分析を中心にして —
司会 中野 忠 (早稲田大学)
- 3 梶本 元信 (帝塚山大学) 鉄道時代前夜南ウエールズの交通発展 — グラモーガンシャー運河を中心にして —
司会 道重 一郎 (東洋大学)
- 4 勝田 俊輔 (東京大学) 19世紀前半のアイランドにおける農村騒擾 — ブリテン=アイランド関係史の一視角 —
司会 岡本 充弘 (東洋大学)

午後の部 (13:30~15:45)

- 5 杉田多佳子 (青山学院大学) 19世紀中葉のイギリスにおけるシヴィル・サービス改革と中産階級 — シティ行政改革協会の活動からの考察 —
司会 村岡 健次 (甲南大学)
- 6 林田 敏子 (奈良女子大学) ヴィクトリアン・ボビーの形成 — 『ポリス・ガーディアン』に見る警官の職業意識 —
司会 森本 真美 (神戸女子大学)
- 7 中村 直人 (九州女子短期大学) 大英帝国下における教育ネットワークの形成と帝国連盟 — 教師交流政策を中心に —
司会 秋田 茂 (大阪外国語大学)

近世・近代史部会2 (9:30~15:45) A202 教室

午前の部 (9:30~12:30)

- 1 黒川 正剛 (東京大学) 近代初期西ヨーロッパにおける魔女と貧民・インディオ — メランコリーの視点から —
司会 井上 正美 (立命館大学)
- 2 小山 啓子 (九州大学) 16世紀リヨンにおける国王の入市式と政治文化
司会 宮崎 揚弘 (慶應義塾大学)
- 3 松井みちる (東京都立大学) 修道院悪魔憑き事件における聖職者の処刑 — ルーダン事件 (1632—1634) を中心にして —
司会 二宮 宏之 (フェリス女学院大学)
- 4 柳 春生 (北九州短期大学) 1791年フランス憲法における人民主権
司会 古賀 秀男 (京都女子大学)

午後の部 (13:30~15:45)

- 5 中島 幹人 (東海大学) 1792年のドローム県における農民運動と共有地問題
司会 松浦 義弘 (成蹊大学)
- 6 竹中 幸史 (京都大学) ルーアンにおける革命祭典の組織と展開
司会 立川 孝一 (筑波大学)
- 7 野村 啓介 (日本学術振興会) フランス第二帝制下の通商政策とボルドー
司会 中野 隆生 (東京都立大学)

近・現代史部会 (9:30~17:15) A203 教室

午前の部 (9:30~12:30)

- 1 田中 良英 (東京大学) 18世紀初頭におけるロシアのエリート層
司会 土肥 恒之 (一橋大学)
- 2 青木 恭子 (一橋大学) 帝政末期のロシア農民家族 —出稼ぎと世帯分割という現象をめぐって—
司会 吉田 浩 (岡山大学)
- 3 伊藤 順二 (京都大学) 1905年革命前後のグルジアの農民運動と知識人
司会 高田 和夫 (九州大学)
- 4 池田 嘉郎 (東京大学) 革命期ロシアの政治文化を考えるために —死者を悼むボリシェヴィキー—
司会 松井 康浩 (香川大学)

午後の部 (13:30~17:15)

- 5 小原 豊志 (山口大学) 再建期アメリカ合衆国における黒人選挙権 —合衆国憲法修正15条の成立過程を中心に—
司会 福本 保信 (西南学院大学)
- 6 廣瀬 啓子 (同志社大学) インディアン研究と研究機関の勃興
司会 澤田 俊明 (京都外国語大学)
- 7 菱田 幸子 (筑波大学) 20世紀初頭における黒人女性改革者の道徳観 —ネイバーフッド・ユニオンによる娯楽の統制を事例として—
司会 野村 達朗 (愛知学院大学)
- 8 佐藤千登勢 (西南学院大学) 第二次大戦期のアメリカ合衆国における女性労働と技術
司会 有賀 夏紀 (埼玉大学)
- 9 西川 裕子 (筑波大学) 第二次世界大戦と日系アメリカ人二世 —市民としての権利の復活を求めて—
司会 糸井 輝子 (白百合女子大学)

現代史部会1 (10:15~15:00) A101 教室

午前の部 (10:15~12:30)

- 1 犬飼 裕一 (早稲田大学) マックス・ウェーバーにおける歴史科学の転換
司会 三宅 正樹 (明治大学)

- 2 佐藤 真一 (国立音楽大学) 1919/20年のゴットフリート・トラウブ (Gottfried Traub 1869—1956)
司会 篠塚 敏生 (熊本学園大学)
- 3 中野 智世 (立教大学) ヴァイマル共和国における自治体福祉行政 —デュッセルドルフ市のソーシャル・ワークを中心に—
司会 黒川 康 (立教大学)

午後の部 (13:30~15:00)

- 4 竹本真希子 (専修大学) オシエツキーの平和運動
司会 武田 昌之 (北海道東海大学)
- 5 古川 高子 (東京外国語大学) 青年運動とその自然観
司会 鎗田 英三 (駿河台大学)

現代史部会2 (10:15~15:00) AB02 教室

午前の部 (10:15~12:30)

- 1 穴山 朝子 (お茶の水女子大学) 音楽雑誌にみるナチズム —1933年前後の音楽界における「芸術の政治化」—
司会 芝 健介 (東京女子大学)
- 2 加藤 義明 (早稲田大学) デュッセルドルフにおけるエーデルヴァイスピラーテンの活動
司会 山本 秀行 (お茶の水女子大学)
- 3 安藤 公一 (大阪学院大学) ナチス・ドイツの対ソ経済略奪戦争 —ヒトラーの基本計画と『トーマス覚書』の意義—
司会 吉田 輝夫 (大阪学院大学)

午後の部 (13:30~15:00)

- 4 福永美和子 (東京大学) ドイツ連邦共和国創設期における「ナチズム問題」—社会統合と政治的コンセンサスの形成—
司会 星乃 治彦 (熊本県立大学)
- 5 爲政 雅代 (同志社大学) ドイツの政治文化とアメリカ民主主義 —国家学から政治学へ—
司会 安野 正明 (広島大学)

古代史部会

報告者

1. 川崎 康司 (早稲田大学)
2. 藤井 信之 (関西学院大学)
3. 藤森 誠 (東北大学)
4. 師尾 晶子 (千葉商科大学)
5. 山内 暁子 (京都大学)
6. 相京 邦宏 (豊橋技術科学大学)
7. 井上秀太郎 (東京大学)
8. 田畑賀世子 (早稲田大学)

1. 紀元前二千年期初頭アッシリアの 交易活動と商業政策

川崎 康 司

紀元前二千年期初頭、チグリス河中流域河岸のアッシリア人都市国家アッシュル(Aššur)は文明の中心地バビロニア(アッカド地方)とアナトリアやイラン北部などの辺境の鉱山資源の供給地を繋ぐ「中継交易地」として繁栄していたことが知られる。このうち、アッシュルがアナトリアで展開した交易活動の詳細は、古代都市カニシュにアッシリア商人が設営した植民地カールム(kārum)遺構から出土する彼らの記録から次第に明らかになりつつある。彼らはこのカニシュのカールムを中心にして各地に同様の「交易拠点・植民地」を設営し、その交易ネットワークによってこの地域での国際間の交易を事実上独占状態に置いていたと考えられる。

カールムの設営権や交易活動の安全保障などは、彼らと通商路上の都市国家やアナトリアでの取り引き相手となる個々の現地政府との間で取り交わされた「協約」(māmītum)を前提としていたことは、間接的資料から既に指摘されてきたことであったが、近年その条約例ともいえる草稿(kt. n/k 794)が発見され、その内容や背景に関する更に踏み込んだ議論が可能になってきたといえる。「協約」の具体的内容において、今回の草稿発見によって新たに確認された重要な事実は、アッシリア商人が「バビロニア(アッカド系)商人」をアナトリア交易から排除しようとしていた点にある。

本報告者は、この「協約」規定を加えたアッシリア人の具体的意図には、「金取り引きの独占」というアッシリアの国策があったのではないかと考える。「協約」および関連資料の分析から、都市国家アッシュルとアッシリア商人によるこのアナトリア交易の独占と管理の在り方の一側面を考察する。

2. エジプトにおけるリビア王朝の支配とアメン神官団

— 第22、第23王朝期のテーベ行政をめぐる一考察 —

藤井 信之

近年、リビア王朝(第22、第23王朝)期の支配構造に関する重要な論点を提示したものに、1985年に発表されたリーヒ(A. Leahy, *Libyan Studies* 16, 1985, 51-65)の一論がある。リーヒはこの論文で、リビア王朝期における社会の諸変化について議論し、そのなかで当時の支配構造の特殊性、例えばリビア人自身が持つ部族的組織のエジプト支配への適用、などを指摘した。彼の議論は、リビア王朝期を含むエジプト第3中間期のエジプト史に占める位置を考えるにあたって、大変示唆に富む貴重な論考となっているのだが、支配構造に関しては、リビア朝とその一族を中心とした王朝支配層に検討が限定されており、各地方の在地勢力と王朝支配層との関係が問題とされなかった。

そこでこの発表では、リビア王朝のエジプト支配構造をめぐる一考察として、王朝支配層と在地勢力の関係に着目して、テーベのアメン神官団を取り上げてみたい。テーベのアメン神官団をめぐる従来の研究は、特にこの時期に多い系図史料を用いての家系研究が中心となってきた。この発表では、これらの成果を援用しながら、先に挙げた問題点から、リビア朝とアメン神官団を構成する在テーベの諸家系の関係を分析することにより、リビア朝がテーベの神官団を自らの支配にどの様に組み込もうとしたのかを明らかにしてゆきたい。この作業は、諸家系ごとの個別研究に終始しがちであった従来の研究を総合する一試論となるであろうし、またそうすることによって、当時のアメン神官制の実体やリビア朝のエジプト支配におけるアメン神官制の位置も見えてくるのではないかとと思われるのである。

3. プトレマイオス朝エジプトにおける エピストラテegos職

藤 森 誠

プトレマイオス朝エジプトは、領域国家の経営というヘレニズム諸王朝共通の課題に直面したが、その課題に官僚制の構築をもって応えたことが知られている。しかしこの官僚制も、その機構が一度に構築されその後も不変であったわけではなく、300年に亘る同王朝の支配の中で様々な変遷を遂げ、新たな機構が構築される、というものであった。本報告はかかる行政システムの変遷を知る手掛かりの一つとして、エピストラテegos職を取り上げたい。

同王朝の行政史において、エピストラテegosを巡る問題は最も困難なテーマの一つとされている。この官職は前2世紀前半に現れ、かなり高位の官職であると思われるにも拘わらず、史料の少なさ故に多くの部分が不明である。この官職の管轄領域はいかなるものであったのか、一人のエピストラテegosが存在したのか或いは複数名が同時に併存したのか、臨時職か常設職か、その権限は軍事・民政の何れか一方かそれともその両方であったのか、そしてなぜその官職が創出されたのか。かかる基本的な問題についてすら研究者の間では異論が多い。

この官職を巡っては、今世紀初頭のV. Martinの研究以来、H. BengtsonとE. Van't Dackの論争を経て、J. D. Thomasの研究へと、徐々にではあるが新事実が明らかになりつつある。さらに研究手法においても、L. Moorenにより、上級官僚の保有する宮廷位階の肩書きが官職研究の手掛かりになることが明らかとなった。本報告ではこれらの研究成果をふまえ、上述の問題に対する解決を探り、同官職をプトレマイオス朝行政システムの変遷の中に位置づけることを試みる。とりわけ、この官職はプトレマイオス朝行政機構の中でも極めて高い地位にあり、さらに同官職が創出される前2世紀は官僚機構が変遷を遂げる時代でもあることから、以上の分析は同王朝の支配のあり方を明らかにする一助となるものと思われる。

4. デロス同盟の結成

— 当初の規模とその拡大 —

師 尾 晶 子

ギリシア同盟軍の指揮権がスパルタからアテナイに移り、いわゆるデロス同盟が結成されたとき、加盟国はどれほどあったのだろうか。

エーゲ海島嶼のポリスに加えて、「ペルシアから解放された」小アジア本土の諸市（とりわけイオニア諸市）も結成当初のメンバーであった、というのが根強い通説である。しかし、その一方、古くはE. M. Walker (*CAH* 2¹ (1927)) から、最近ではN. D. Robertson (*AJAH* 5 (1980))、K. Tausend (*RhM* 132 (1989)) まで、小アジア本土の諸市の結成当初の加盟について疑問を投げかける研究者も少なからず存在する。結成当初の同盟の規模について異なる見解が存在する背景には、主として次の二点に関する解釈の相違による。すなわち、1) イオニアがペルシアから二度目の反乱を起こし、そのうち島嶼に住む人々のみがギリシア同盟に迎えられた後 (Hdt. 9. 104 ; 106)、アテナイが盟主の地位につくまでの間に、あるいは盟主になった時点で、加盟の認定の仕方に何らかの変化があったのかどうか、2) イオニア諸市がペルシアから反乱したところで、本土の諸市がどれほどギリシア同盟への加盟に積極的になれたか、という二点である。そして、結成当初の規模を小さく見積もる見解があまり支持を得られなかった背景には、いつも同じ史料が典拠とされてきたという事情があるといつてよい。

本報告では、これまでこの問題に関して取り上げられることのなかった史料を含めて分析することから、1) デロス同盟結成当初、小アジア本土のギリシア諸市は同盟に加盟していなかったこと、2) 同盟の拡大にあたってイオニア人という同族意識が強化されてきたこと、3) 同盟の性格の発展に関しては、キモンの行動・思想・政策に負うところが大きいこと、を指摘する予定である。

5. アテナイの葬儀慣習における ポリスの制度的介入

山内 暁子

葬儀とは、宗教的には死者の穢れを祓い、現世から来世へと移行させる通過儀礼であるが、儀礼を執り行う親族にとっては、故人との関係を誇示して遺産に与る口実を作ったり、また一族が挙って参加することでその権勢を披露する機会でもあった。葬儀という本来私的な事柄についてポリスの規制介入を見たのは、こうした社会的側面に関連し、儀礼においてエリート親族集団間の党派心が助長されて市民団分裂を招いたり、葬儀や墓の造成について市民に多大な支出を強いる傾向を憂えたことが動機となったと考えられる。このような法的規制としては「ソロンの葬儀令」が名高いが、その成立時期や規制の意図するところなど、疑問を差し挟む余地の多い法令としても知られるところである。時代背景や哀悼表現禁止から、党派的对立を念頭に置いたという可能性が高いが、ソロン以後の葬儀令およびデメトリオスによる再規制においては、墓自体への規制が目につくようになる。

一方で、葬儀令によって禁止された死者称揚は、前五世紀後半には制度化していた戦死者の公葬における国葬演説のみに限定されることとなる。Lorauxによる分析が示すように、それは戦死者への名誉付与をポリスだけに帰し、平等な市民団イメージを定着させるものであった。ソロン以後、葬儀令による儀礼への介入は、ポリスの公的権力増大のコンテキストで語られることが多いが、それはどの程度妥当性を持つのか、またそこから窺えるアテナイ社会のイデオロギーとはどのようなものか、本報告では、こういった観点からアテナイ社会の葬儀慣習を見直し、ポリスの制度介入が如何なる指向性を持つものであったのかを検討する予定である。

6. ローマのライン河流域支配と文化の相互変容

— ウビー族の場合を中心に —

相 京 邦 宏

ローマのライン河進攻に対し、流域諸民族の多くは、当初は頑強に抵抗した。カエサルに反旗を翻したエプロネース族などはその典型的な例である。こうして多くの部族・民族がローマに敵対していた中であって、ほとんど唯一親ローマ的な態度を取り続けたのが、ライン河流域のゲルマン人の一派ウビー族である。同胞のゲルマン人から「裏切り者」呼ばわりされながらも、独自の外交政策を貫き通した彼らの特異性は注目に値する。そしてこのウビー族については同様にその文化的な特異性にも目を向けなければならない。元々ケルト的要素を含んでいた彼らの文化は、上述のようにローマと接触することによって一層独特な展開を見せた。それを端的に示すのが、同地に顕著なマートローネ母神信仰である。この母神信仰は専ら碑文にのみその痕跡を残しているのだが、これらの碑文の分析からは土着住民のローマの支配観が伺われるのである。庶民の見たローマ像は強者の歴史とは自ずと異なる。ローマの支配を彼らはどのような目で見ていたのだろうか。又当地に到来したローマ人は土着の文化にどのような影響を与え、又逆に土着の文化からどのような影響を受けたのだろうか。こうしてローマとウビー族の友好関係の「結果」を分析することにより、併せて、両者の友好関係の「契機」、つまり、両者が友好関係に入ったのはいつ頃か、又そのためのローマ側、ウビー族側それぞれの利点は何かなどと言った問題についても分析を試みたい。ケルンやボンを中心とした狭い居住地域や高々数万の人口規模から考えれば、決して有力部族とは思えない彼らがなぜローマにとってこれほど重要であったのか。彼らの外交政策の特異性と文化の特異性の間には果たしていかなる関係が成り立つのか。これらの問いに答えることは、ライン河流域におけるローマの支配の実体とその影響の一端を示すことにも繋がるのである。

7. ローマ後期のエジプトにおける貨幣と税制

井上 秀太郎

4世紀のエジプトの税制は大きく言って貨幣と現物二つの体系に基づいている。このうち貨幣に基づく税体系の中では、ソリドゥス金貨の占める位置が次第に大きくなっていく。それはローマ国家がインフレーションによる税収入の実質的な減少を避けようとしたからであり、もっと直截に言えば、粗悪な卑金属貨幣の受け取りを欲しなかったからである。国家は法令により受け取った金貨の取り扱いを厳格に定めるなど、金の確保には万全の注意を払っていた。また税の受領を記したパピルス史料からも、金貨による納付が徹底していたことが窺われる。

しかし一般のエジプト住民の日常生活は依然として卑金属貨幣によって動いていた。パピルス史料の中では「デナリウス」や「タラントン」といった単位での決済はごく普通のことである。インフレの進行により物価水準が天文学的なものとなってからも、基本的な状況に変化はなかった。また課税の基礎となる土地所有の規模からいっても、ソリドゥス金貨での納税が一般的であったとは考えられない。つまり大多数のエジプト住民は、国家の求めるところに応じられる立場になかったのである。

それでは国家の要求と市民生活の現実との隙間を埋めたものは何だったのか、という問題が生じてくる。最近数十年のあいだに刊行されたパピルス史料を利用することで、課税評価から国庫への納付にいたる一連の流れが再構成出来るようになるのだが、そこから浮び上がってきたのは徴税人たちの行動であった。今回の発表では、彼らの活動に上の疑問に対する回答を見出すことになる。

8. ラウレンティウスのシスマ (498 - 507年)

— 5世紀末から6世紀初頭のローマ市とその教会 —

田畑 賀世子

498年教皇アナスタシウス二世が死去したローマ教皇座で、助祭シュンマクスと司祭ラウレンティウスが同時に教皇として選挙される。二人はラウエンナのテオデリック王に調停を依頼、王はシュンマクスに軍配を下し、ラウレンティウスはヌケリアの司教となる。しかし501年、聖職者の一部はシュンマクスをラウエンナの宮廷に告訴。容疑の一つは恐らく、シュンマクスが教会財産を不法に用いているとのものであった。裁きはローマでの教会会議に委ねられ、その結果、シュンマクスへの告訴は棄却となるが、これを不満とする聖職者と元老院議員達はラウレンティウスをローマに呼び戻す。シュンマクスは、ヴァチカヌムのペトルス教会に閉じ籠らざるを得なくなり、ラウレンティウスは約四年間にわたり事実上のローマ司教として、ラテラネンシスのバシリカを占拠し続ける。事態を開閉するため、シュンマクスはテオデリック王の許に使者を送り、王はラウレンティウスのローマ市外退去を命ずる。507年ラウレンティウスは命令に従い、彼を支持していた元老院議員フェストゥスの所領に隠居する。これが、ラウレンティウスのシスマの一部始終である。

この争いからは、三つの司教会議議事録もしくは書簡(499年、501年、502年)、『リベル・ポンティフィカリス』のシュンマクスの項と、それに対応するラウレンティウス派の記録、そしてエンノディウスの書簡と『プロ・シュノド』や、両派が書きたいくつかのパンフレットが生まれ、現代まで伝わっている。

古代末期にローマ教会とその司教がローマ市の中において占めていた位置、当時ローマ市を支配していた元老院との関係、またそれ以外の市民との関係は必ずしも明らかになっていない。比較的豊富な史料を生かし、ここでは四、五世紀の状況も踏まえながら、当時のローマ市とその教会の関係を考察してみたい。

中世史部会

報告者

1. 飯島 克彦 (筑波大学)
2. 松下 昌弘 (上智大学)
3. 市原 宏一 (大分大学)
4. 西村 善矢 (名古屋大学)
5. 城戸 照子 (大分大学)
6. 森 貴子 (九州大学)
7. 堀越庸一郎 (東京大学)
8. 島崎 利夫 (東海大学)

1. ビザンツ初期の教義論争における 修道士の活動について

飯島克彦

ビザンツの修道制は多様な修道生活・修道士の内省的ないし思弁的傾向・共通の修道規則や修道会の欠如といった個人主義に基づくとされる。しかし、修道士の活動は修道生活のみに終始していたのではない。修道士・修道院の中には、教会の問題に並々ならぬ関心があるものが存在した。殊にキリスト論をめぐる一連の教義論争（ネストリオス論争・キリスト単性論）が噴出したビザンツ初期は、修道士の教会の問題への関与が活発であった。彼らはなぜ教会の問題に関心があったのだろうか。また彼らは難解な教義問題に端を発する教会の問題をどれだけ理解していたのだろうか。こうした問題を考えることは、従来修道生活の担い手としか見なされてこなかったビザンツの修道士の実像を考えることにもつながる。

本報告では、5世紀前半にコンスタンティノープルに設立され、5世紀半ばにボスロス海峡の中ほどのイレナイオンに移築された、アコイメトイ修道院の修道士の活動を取り挙げる。アコイメトイ修道院は修道生活の面においても教会の問題への関心においても他に群を抜いていた。同修道院の修道士は「アコイメトイ（眠らない）」という名に象徴されるように、絶えず祈りを捧げることで有名であったばかりでなく、5世紀および6世紀の教義論争において、カルケドン信条の熱烈な信奉者として教会の問題に積極的に関与した。アコイメトイ修道院の修道士の事例は、教会の問題が修道士にとってどのような意味を持っていたのかを考える上で、格好の材料を提供してくれるものと考えられる。修道院の実情をある程度踏まえた上で、教義論争において修道士がとった具体的な行動を、公会議議事録・教会史・聖人伝といった諸史料から明らかにし、彼らが教会の問題に関わった動機や背景を考察したい。

2. 総主教ミカエル＝ケルラリオスの失脚

— プセロスからの書簡を中心として —

松下昌弘

ビザンツ教会とローマ教会の間での1054年の相互破門事件はランシマンの研究以来、両教会間の最終分離を決定づけたものとは見なされなくなっている。しかし教会分裂の枠を外し、舞台をビザンツ帝国に限定すると、この事件が発生した11世紀中盤が帝国にとっての転換期であったことが注目される。とりわけマケドニア王朝の断絶が顕わになると、宮廷革命が度々頻発し、政治的秩序と宗教的秩序が共々大きく揺らぐこととなる。

相互破門事件でローマ教会側の教皇特使フンベルトゥス一行を破門に処したコンスタンティノポリス総主教ミカエル＝ケルラリオスが、一方ではこの転換期にあって、皇帝コンスタティノス9世、テオドラ、ミカエル6世、イサキオス＝コムネノスの門地を異にする歴代の皇帝に近侍し、宮廷の混乱の中にあっては皇帝をも凌ぐ指導性を発揮した希有な人物であったことに注目したい。名目上とはいえ皇帝を神の代理人と見そなわず政治神学があるビザンツ帝国にあって、ここまで権力を勝ち取ったケルラリオス総主教の特異な理念が如何にして生じ、これを実行に至らしめたのか。

アンゴルドはこの件について、哲学者プセロスを中心とする文官による「帝国の刷新」が皇帝権力の再建を図ったため、旧体制の温存を望むケルラリオスを中心とする「正教会の反動」を引き起こしたと理解している。しかしこの説を完全に肯えないのは、社会集団として「正教会の反動」を認識していることにより、ケルラリオスという個人の持つ理念が捨象されている点である。よって1058年に失脚するケルラリオスに宛てて政敵プセロスが書簡にて反駁していたことを例にとり、本報告ではこの総主教が自ら描いていた教会政治の理念を墨守したことで何故失脚したのかを考察していきたい。

3. 中世前期バルト海南岸の定住と交易

市原 宏 一

近年のドイツ・ポーランド学界における活発な定住考古学の成果により、8～12世紀のバルト海南岸（ポンメルンから西メクレンブルク）に、新たなイメージが描かれつつある。そこでは、北西スラヴ地域の中で質的にも量的にも際立った大規模な複数の集落遺跡が明らかになっている。これらは、従来から確認されている大規模集落とは異なり防御施設を欠いているが、それらと同様かそれ以上に、西欧と北東欧、さらに遠距離との交易を示す遺物が豊富に出土している。この特徴は手工業活動についても妥当し、個々の定住地における自己消費をはるかに上回る規模の多様な手工業活動が展開していた。また、この大集落の周辺には、小規模な農村定住や防備定住が分布し、遺物からは大集落との関係が推定される。ただし、こうした大規模無防備集落は12世紀以前にほとんどが放棄されるか、ないしは防備施設の敷設によりその定住形態を変貌させていった。

従来の研究では、大防備集落がその堅固な防御施設から地域的な支配権力の拠点と見なされているが、交易活動を特徴とする防備のない大規模集落は、出土遺物・遺構の内容、そして定住継続期間などから、北西スラヴ人の社会構成から切り離されて理解されることもあり、その社会的位置づけは必ずしも明確になっていない。防備の有無、大集落、小定住地など多様な定住形態から構成されるバルト海南岸では、遠隔地と近隣両面での定住地間の相互関係を踏まえたうえで、この地域の北西スラヴ社会論の検討を試みるべきであろう。本報告は、防備を欠く大規模な交易集落と近隣定住地との局地的な関係を探るとともに、バルト海南岸の大規模集落個々の定住形態の比較と、バルト海地域全体を展望した遺物の分布の分析を通じて、それら大規模集落相互の関係を明らかにする。

4. 9世紀トスカーナ南部のリベラリウス

— モンテ・アマータ修道院のリヴェッロ契約文書を手がかりに —

西村 善 矢

近年のイタリア中世初期農村史の分野では、V・フマガッリやB・アンドレオリ、M・モンタナーリらを中心とする歴史家たちによる諸研究が、一つの大きな潮流を形作っている。これらの研究者たちは、アルプス以北の歴史家たちの間での荘園をめぐる議論の高まりを受けて、所領形態や領主＝農民関係等の問題に取り組み、イタリアにおいてもアルプス以北の場合と同様に、中世初期農村社会において領主の志向した理想的な経営形態が「古典荘園」であるとする見解を提出したのである。

この見解に有力な根拠を提供した史料類型の一つは、土地貸借関係を設定したリヴェッロ契約文書である。9世紀初頭に確立、普及したこの文書を通して土地を借り受けた者は、直接耕作者から大土地所有者までの、自由人のあらゆる社会層にわたる。土地を貸与された者を直接耕作者と経営請負人とに区分したアンドレオリは、直接耕作者と結ばれたリヴェッロ文書を、所領を拡大し、土地所有者を従属的な保有農民として所領経営組織に組み込むための道具として領主が利用した法的手段であるとした。

しかし、トスカーナ南部のモンテ・アマータ修道院に伝来するリヴェッロ契約文書では、リベラリウス (libellarius)、つまりリヴェッロ文書により領主と土地保有関係を設定した者が、直接耕作者であるのか、それとも経営請負人であるのか判断しがたい事例がままあるのみならず、区別できる場合でも、双方が同一の義務を課せられることが多い。本報告では、アマータ修道院のリヴェッロ契約文書を素材として、リベラリウスが賦役義務等を通して領主たる修道院と取り結ぶ関係や、貸与された土地の所領における位置づけ等を所領政策との関連で検討し、リベラリウスの存在形態を探る。これにより、リヴェッロ契約が所領形成に果たした役割についてもある見通しが得られるであろう。

5. 8－10世紀イタリア北部ポー河流域 における河川交通と流通

城戸 照子

紀元千年以前の西欧中世社会は、地域差はあるが、単線的な経済成長は望めないにして収縮傾向からまた拡大に転じる活力を有した弾力に富んだ社会であった。中でもイタリア北部地域は、ランゴバルド族、フランク族による政治支配やビザンツ帝国の影響下で、独自の発展を遂げていた。とりわけ、王権の寄進により創設された幾つかの大修道院は各地の有力司教と並んで、所有地を荘園制に再編しながら、その余剰生産物を在地で流通させる手だても有し、在地経済の中核をなしていたのである。

史料に相対的に恵まれているこの地域に関しては、特に8世紀から10世紀にかけての経済構造に関する先行研究は少なくない。だが、とりわけ流通を取り上げた研究の準拠枠は、ヨーロッパ学界の研究動向をうけて大きく関しても変わりつつあるように思われる。商業を遠隔地商業と在地商業に二分し対比させる図式は、遠隔地の商品を在地へ届けて両者を結ぶ地域間流通網の具体像が検討されるにつれ、少なくとも中世盛期以降に関しては過去のものとなった。中世初期に関しても、遠隔地商業こそ活力の指標であり、在地商業は収縮局面を示すといった図式的理解は捨てられつつあるものの、なお、流通の全体像が描かれていない。従来遠隔地商業路は王都パヴィアを頂点に考察され、必然的にカロリング国家の確立と結びつけて論じられることが多い。すなわち、流通への政治権力の関与が国家機構確立の評価の指標となり、この問題を一層複雑にしているからである。

報告者は以上の研究動向をふまえ、荘園制や農村市場、ポー河河川交通といった具体的な経済活動を検討しながら、紀元千年以前の流通構造を解明していきたい。本報告では、ポー河流域に所領を持つ大修道院や有力司教が、河川航行と河川利用に関して持つ諸権利や荘園経営との関わりを、特に塩という商品に注目して検討したい。

6. アングロ・サクソン期のウスター司教領

— 権利譲渡文書 (charter) と所領の展開 —

森 貴子

近年のイングランド中世初期 (5世紀－11世紀前半) 農村史研究では、かつてのゲルマニスト＝ロマニスト間での単調な論争とは異なって、変化に富んだ連続的過程の中で、自由と隷属の両領域が絡み合って存在したことが一般的に承認されている。しかし荘園制 (manor) の成立に関しては、アングロ・サクソン後期にその形成が大きく進行したという見解と、同じ時期に領主制的構造の存在を認めながらも、その全面的展開はノルマン征服以後と考える学説との間で、なお大きな隔りがあるように思われる。

報告者は、アングロ・サクソン期からの文書の伝来が最も優れているとされるウスター (Worcester) 司教座教会の所領を対象として、荘園制の形成を追及しているが、ここでは司教座設立当初 (7世紀末) 以降約200通伝来している権利譲渡文書を検討する。かなり発達した荘園での領民の義務の描写として著名な *Rectitudines Personarum Singularum* が10世紀の当教会領に深い関連を持つことが最近証明されており、ここに荘園制の存在が推定されるが、本報告で扱うチャーターの記載は、境界標示 (boundary) 以外には譲渡された所領の詳細に及んでおらず、その分析から所領の構造的把握を行うのは難しい。けれども、これらはアングロ・サクソン期のウスター司教領に関わる最大の史料群を構成しており、当該期を通じての所領の展開を追跡できる唯一の史料であるので、ここではチャーターの年代的・地理的検討を通じて所領形態の変遷を追い、特に論点となっているアングロ・サクソン後期に顕著な変化が見られるか探してみたい。また、比較的情報の豊富な幾つかのチャーターを個別に取り上げることによって、領主＝農民関係にも触れることが出来ればと考えている。

7. ノルマン征服後イングランドの土地保有構造

— ケントの事例を中心とした類型化 —

堀 越 庸一郎

ノルマン征服がイングランドの土地保有状況に与えた影響についての近年の議論とその成果には目覚ましいものがある。F. M. Stenton や D. C. Douglas らの研究を受けて P. Sawyer は、ドゥームズデイ・ブック（以下DBと表記）に記載されている征服以前の大土地保有者の所領が、サブ・テナントの保有地まで併せて全体として、その保有者の「継承者」たるノルマン・バロンに継承される（「ロードシップの継承」という事例に注目し、「土地保有の構造の征服後の変化は革命的というようなものではなかった」と結論した。しかし逆に R. Fleming は、1066年当時とドゥームズデイ調査の時点では土地保有の状況は激変したとする。彼女は、例えば Stenton や Douglas の見解から誇張されて原則とされてきた「被継承者ごとの継承」や、Sawyer の言う「ロードシップの継承」が法則として当てはまる事例はウィリアム1世の一部の直接受封者らのうちの一部にたしかに見られるが、しかし同時に王ウィリアムは、ひとかたまりの土地を例えばハンドレッドなどの区分にしたがって彼の直接受封者に与える、と言うことも、征服後ごく初期及びその治世後半には行っている、とする。

他方で鶴島博和、A. Williams は、征服を生き延びたイギリス人に注目し、DBに記録されていないながら多数のイギリス人土地保有者がドゥームズデイ調査の時点で健在であったことを明らかにした。

ノルマン人のあいだでの土地分配に関する従来説の問題点は、いずれも実質的な土地の占有／用役と「上から」の法的価値判断の順番を逆転させて類型化しているところにある。実質的占有の段階では、土地を保有する根拠は「下から」も来るのである。

本報告では、イングランドで最もセトルメントが早期に行なわれた Kent の土地保有状況を概観し、類型化を試みて、もって今後の研究の第一歩としたい。

8. 12・13世紀オクシタン語文化圏における 宮廷人の理想像

— トゥールバドゥールからみたコルテジアを中心に —

島 崎 利 夫

トゥールバドゥール芸術という中世南仏の詩歌は、ローマ・キリスト教・イスラームなどの各文化の影響を受けて11世紀末には宮廷を中心に生まれ、西欧の聖俗両世界に広まった。12世紀には最盛期をむかえ、イタリア・ルネサンスに靈感を与えて、西欧文明の源流の一つとして高く評価されている。西欧文化史上の意義は、日常語による叙情の開花とその表現方法の成熟にある。しかし、13世紀初頭のアルビジョア十字軍以降、南仏がフランス王国に併合されてフランス化が進むと、オクシタン語世界とともに衰微していった。

この芸術の主な担い手は、オクシタン語を母語とする人々、すなわち「オック人」であり、文学や音楽の技法を駆使して自己の開放的な精神の営みを自由に表現した諸階層の男女、すなわちトゥールバドゥールである。

本報告では、彼らが自分のきもちをあらわにできた背景には、宮廷の精神的土壌として、中世オクシタン語でコルテジア (cortesia) と呼ばれた理想の宮廷人像があったことを考察する。トゥールバドゥールの作品を主とするオクシタン語資料からその変遷を辿ってみると、騎士道は本質的に勇猛で剛健な男の文化であるに対して、コルテジアでは、この性格に加えて、優雅で知性や寛大さを備えた人格の総合的完成が男女により目指された点が明らかになる。ここから、この芸術の特徴、ひいては、南仏宮廷社会の特徴に両性の融合ともいえる一面があったことを指摘したい。

中・近世史部会

報告者

1. 小野 賢一 (青山学院大学)
2. 印出 忠夫 (聖心女子大学)
3. 田村 理恵 (九州大学)
4. 中堀 博司 (九州大学)
5. 池田 利昭 (北海道大学)
6. 古谷 大輔 (東京大学)
7. 山中 淑江 (日本学術振興会)
8. 藤内 哲也 (京都大学)

1. リムーザン地方の聖堂参事会改革

小野賢一

最近の研究では11世紀後半から12世紀にかけての時期は、聖堂参事会改革の時代として位置づけられている。ジョルジュ・デュビーに至っては「11, 12世紀における聖堂参事会員の運動は西欧文化青春期の一形態である」と定義するほどである。聖堂参事会改革と「キリストの貧者」運動、隠修士運動は中世の全階層を巻き込み、全ヨーロッパ規模で展開した宗教運動の一環として切り離し得ないものであることは云うまでもない。この点に関して、今回報告するリムーザン地方の事例は、とりわけ典型的であると云えよう。

本報告では近年の研究状況をふまえた上で、リモージュ司教選出過程に着目し、これまでの戒律史、宗教史の枠組みにとらわれることなく、当地方の年代記（アデマール・ド・シャパンヌ、ジョフロワ・ド・ビジョワ、ベルナル・イティエ）の批判的読解とビュレールの検討に基づき、政治権力の側面からリムーザン地方の聖堂参事会改革像を再構成するものである。

リモージュ司教選出過程は三つの段階に分類できよう。最初の段階ではポワティエ伯の司教選定権が決定的であったが、1052年頃からキウィタス所在の司教座聖堂参事会とブルグス所在のクリュニー系サン・マルシアル修道院の対立関係が司教選出過程に影響を及ぼすようになり、ついには司教座聖堂参事会が司教選挙人団体として排他的権力を行使するに至る。そこからは聖職者倫理の問題から考察されることが主流であったこれまでの聖堂参事会改革のイメージとは異なった姿が浮かび上がってくる。すなわち、ローマ教皇、司教座、教区教会というヒエラルキーが確立する上で聖堂参事会改革運動が積極的意味を持っていたことが、司教選出過程の分析を通じて、確認できるのである。このような立場から聖堂参事会改革像の再検討を提起すること、それが本報告の目的である。

2. アルビジョワ十字軍開始前後の教皇権と南フランス地方

印出忠夫

ローマ教皇イノケンティウス3世が確立したとされる、カトリック教会の異端対策は、ふつう以下のように理解されていると言ってよからう。すなわち教会は、教義的に正統信仰に近い異端集団に向けては、積極的に和解を試みるいっぽう、改宗の見込みのない頑迷な集団に対しては、断固とした弾圧の姿勢を取ったというものである。

だが、いまわれわれの視野を、アルビジョワ十字軍開始（1209年）前後の期間における南フランス地方に限定したうえで、教皇および教皇特使が異端対策の目的で、現地貴族・聖職者に対して行った働きかけを具に検討したとき、上のような理解は誤りでないにせよ、すべてが一応の落着を見た地点からの「事後の整理」といった印象がぬぐいきれない。

じっさい、この問題への、ローマ教皇権の対応姿勢を規定したのは、純粋な教義的動機ばかりではない。教皇権は、ドイツ帝権に対抗するみずからの勢力基盤を確立するために、すでに関係の深い都市モンプリエを橋頭堡にして、南仏（ラングドック、プロヴァンス）一帯を掌握する必要に迫られていたのである。

さらに、ピエール＝ド＝カステルノーに代表される教皇特使たちが、基本的に依拠した問題解決原理は、いわゆる「神の平和」理念を基盤にして練り上げられた、「平和と信仰の業」*negotium pacis et fidei* の理念であり、異端者の「行いと説教による改宗」は、試みられたにせよ、二次的重要性しか与えられなかった。

—— カトリック教会の異端対策というテーマに対し、地域固有の政治的・社会的文脈を重視し、かつ、新しい思想よりむしろ、前代の理念を引き継いだ、当事者たちの思考形態に注目したケーススタディーを行うことによって、その実像に迫ることが、本報告の目的である。

3. 1306年の裁判と都市ヨーク

田村理恵

1306年、国王巡回裁判官たちがイングランド北部の中樞都市ヨークを訪れた際、1人の市民が、共同謀議（conspiracy）の罪で当時の市長を含む54人の市民を訴えた。この私訴が行なわれるのを待つために裁判官たちは滞在を延ばしている。それほどこの裁判は王権にとっては重要な裁判だったのである。

共同謀議とは、二人以上の者による、不法な行為を行なう合意、または適法な行為を不法な方法で行なう合意をいう。しかし、状況によってはあらゆる合意が共同謀議とみなされる可能性がある。つまり、共同行為は常に共同謀議に問われる危険性をもっている。

当時のヨークだけを見ても、都市内に様々な小共同体が存在していた。これらの共同体は構成員の宣誓を伴うことが多い。そのため、宣誓の内容によっては共同謀議に問われることがあった。実際、王国中で多くの共同体が共同謀議に問われていたのである。王権がこの共同謀議という犯罪に関心をもっていたということは、王国中に様々なかたちで存在していた共同体に関心をもっていたということの意味するであろう。そしてそれがまさにエドワード一世治世後期のこの時期なのである。

そこで本報告では、ヨークを一例として王権が当時共同体をどのように扱おうとしていたのかを見ていきたい。その際、ヨークで行なわれた前述の裁判記録を史料として用いる。この裁判を再構成することで、王権と都市共同体そして都市共同体の内部に包摂される小共同体の関係をみることはできないだろうか。都市内部の共同体のあり方と都市と王権との関係を明らかにすること、これが本報告の目的である。

4. ブルゴーニュ伯直営製塩所 グランド＝ソヌリの管理体制

— 中世後期ブルゴーニュ公国におけるフランシュ＝コンテ製塩業の支配 —

中堀博司

一般にフランス中世後期は、王権による中央集権化が、百年戦争を経て急速に進展していく時期と見做される。しかし他方で、地方の自律的傾向を看過することもできない。ブルゴーニュ公が、ドイツとフランスの間に自らの支配領域を形成拡大していったことは、その代表的な事例である。またこの後、絶対王政期フランスが、地方の独自性を前提とする社団国家の様相を呈したことを考慮すれば、中世後期に政治的統一、いわば「領邦」として地方が成熟していく過程を理解することは、重要な課題と考えられよう。本報告では、独仏間で十七世紀に至るまでその帰属が揺れ動いた東部地方フランシュ＝コンテを対象地域として、特に当地方の基幹産業であった製塩業の人的支配（統治機構）に関して考察を行う。

ブルゴーニュ伯領と呼ばれた当地方は、1384年にブルゴーニュ公の支配領域となるが、その際、公は当地方最大の製塩所グランド＝ソヌリを、ブルゴーニュ伯として相続継承する。他方この時期は、百年戦争の渦中であって、フランス王権による課税が王国内における王領地及びその周辺諸侯領で進行する時期と重なり、なかでも塩税は、これ以降国家財政の中に枢要な地位を占めることとなった。こうしてブルゴーニュ公＝伯を通じて主国内のブルゴーニュ公領（現ブルゴーニュ地方）に塩税が導入されたことによって、帝国内にある伯直営製塩所グランド＝ソヌリは、公領の塩倉に塩を安定的に供給することを余儀なくされる。公国南部（ブルゴーニュ、フランシュ＝コンテ、ニヴェルネほか）を管轄地域としてディジョンに設置された会計院は、中央財務機構としてそこで重要な役割を果たしていた。この会計院の役割に着目しながら、製塩所「職務規則」を主たる素材として、グランド＝ソヌリに成立した管理体制を明らかにするとともに、帝国の地であるフランシュ＝コンテの製塩業に対して、公＝伯支配がどのように及ぼされたかについて検討する。

5. 中世後期の都市ニュルンベルク における犯罪と刑罰

— 殺人・傷害事件を中心に —

池田利昭

中世後期の都市においては暴力が日常生活を規定するほど蔓延していたといわれる。都市の裁判記録を整理した諸研究は、都市裁判にかけられた最も多い事件が殺人・傷害事件であったことを示しているからである。

暴力に関する問題は、これまで、伝統的な共同体の解体と、それに対応した多数派によるアウトサイダーや周縁集団のマージナル化と国家的抑圧装置の形成という観点から論じられ、それによって社会の近代化の過程が解明されてきた。しかし最近、S. ブルクハルツは、中世後期チューリヒの都市裁判の機能が暴力の国家的抑圧という観点から逸脱者を排除・抹殺することではなく、被害者と加害者を仲裁し、加害者に一定の処罰をかけたうえで、加害者を共同体に復帰させることであったことを明らかにした。

本報告では、以上のような研究動向を踏まえたうえで、国家的抑圧という観点からだけでは捉えきれない中世都市共同体の暴力に対する対応を考察する。具体的な対象として中世後期の都市ニュルンベルクにおける殺人・傷害事件を取り上げ、この種の事件がいかなる特徴を持っていたのか、そしてその事件の犯人がどのように処罰されたのかを考察する。また、当時のニュルンベルク市民が殺人・傷害事件をどのように認識していたのか、当局の下した処罰にどのような反応を示したかも考察する。その際、他の犯罪との比較も行う予定である。当局側の史料として法令集、アハト集が使用され、市民の意識を知るうえでは年代記が有効だと思われる。

6. 三十年戦争におけるスウェーデン王国の財政構造

古谷大輔

本報告は、三十年戦争におけるスウェーデン王国の財政運営を例にとり、近年新たに脚光を浴びている近世ヨーロッパでの戦争と国家経営の関係を検討するものである。

近世ヨーロッパ史では、主権国家体制が三十年戦争を契機に確立されていったとされる。そこでの軍事的成功を通じて、スウェーデンは「大国」の地位を築いた。そのため、近世スウェーデン史研究は、軍事革命 (Military Revolution) 論との関連で、軍事的業績の検討を中心に進められてきた。特に、グスタフ2世アドルフ以降の「大国」化は、徴兵制や官僚制度などの整備を背景に、合理的な「軍事国家」の構築に成功したから可能だったと説明されている。しかしこのような議論の特徴は、「近代」的な国家経営の単線的な発展の過程を、一国に限定された枠組の中でしか論じていないという点にある。

そうした傾向をもった議論に対し、本報告は、三十年戦争という国際的な舞台での資金調達メカニズムに焦点をあてることで、バルト海・北海世界での多様な関係の上に成立していたスウェーデン国家像を、より実態に即した形で提示しようとする。その際、会計報告や各都市に派遣された財務代理人らの報告を史料として用いる。これらの検討を通じて、まず三十年戦争でスウェーデンが利用できた財源を検討する。それについては、軍税など戦地で徴収された資金とロシアからフランスに至る戦地以外の地域から獲得された資金が各々論じられる。次に、後者の財源に着目することで、三十年戦争期のスウェーデン財政が依拠していたバルト海・北海世界での資金還流の実態を論じる。初期的な近代国家の典型として論じられてきたスウェーデンへの以上のような批判を通じて、本報告を近世社会における新たな国家像を提示する出発点としたい。

7. 1600年頃の南ドイツ・ヴェネツィア 商業に関する一考察

山中 淑江

ヨーロッパとアジア方面を結ぶ地中海商業で活躍したヴェネツィアと、ヨーロッパのアルプスの北方とを結ぶ商業ルートのひとつに、南ドイツ・ヴェネツィアルートが存在する。南ドイツの商人たちが、ヴェネツィアのドイツ人商館（フォンダコ・デイ・テデスキ）を介して、東方の物産やヴェネツィア産の物産を買い付け、またその一方で、東欧からの物産と南ドイツ産の物産とを売りさばいた。南ドイツ商人たちの往来する南ドイツ・ヴェネツィアルートの中には、東欧と南ドイツを結ぶルートが存在し、大きく見るならば、南ドイツ商人たちは東欧とヴェネツィアとを結ぶ商業ルートの仲介商人の役割を果たしていたと言えるかもしれない。

本発表では、ヴェネツィア商業の一後背地であった南ドイツの様子を中心に、南ドイツ・ヴェネツィアルートを検討してみたい。とくに、ドイツ人商館で中心的役割を果たしていたアウクスブルクとニュルンベルクに重きをおくことにする。ポルトガルによる新航路の発見から、商業の中心がオランダ・イギリスへと移り変わってゆく時代と地域のすべてを扱うにはいたらないが、このルートが、16世紀から三十年戦争までの時期にどのような状況にあったのか。1600年頃の世紀転換期に、すでにこの時期に南ドイツの対ヴェネツィア商業が衰退していたのか、あるいは三十年戦争までもちこたえていたのかを考えることが、さらに大きなヨーロッパという枠組みでの商業関係の動きを考える際の一助となれば、という希望を持ちつつ、考察してゆくつもりである。

8. 近世ヴェネツィアの貴族階級における新家系の成立

藤内 哲也

ヴェネツィア貴族階級の最も顕著な特徴の一つに、階級の閉鎖性の強固さをあげることができる。1381年に30家系が新たに加えられて以降、貴族階級への上昇を認められた家系はなく、17世紀半ばにいたってようやくその原則が破られたのであった。この時には1718年までに128家が新たに貴族階級に迎えられたのだが、その背景にはトルコとの戦費確保や貴族人口の減少があったとされる。よって貴族階級の閉鎖性という伝統の放棄は、いわばヴェネツィア共和国や貴族階級の「衰退」や地位の低下と関連した現象として、従来あまり注目、評価されてこなかったといえよう。

ところで、貴族階級への上昇の道が開けたことは、非貴族層にとってどのような意味を持つのであろうか。貴族階級が新たな家系の参入を認めなかった17世紀半ばまでのヴェネツィア社会は、社会的な動態に乏しい静態的なイメージでとらえられてきたが、発表者はすでに書記局官僚層に注目することで、市民層の社会的上昇について考察したことがある。それをひとつの社会的上昇のパターンと考えた場合、1646年以降貴族階級が「開放」されたことで、その上昇パターンに何らかの影響が見られるのかという疑問が浮かんでくる。また新貴族家系のなかには、市民身分を持たない商人家系や、ヴェネツィア支配下にある本土領の都市の貴族家系なども含まれていたが、これらの家系がヴェネツィアの貴族階級に上昇したことからいかなる問題が導き出されるのであろうか。以上のような視点にたつて、本発表では17世紀半ば以降の貴族階級における新家系の成立という現象に注目し、どのような問題がその射程に入ってくるのか考えてみたい。

近世・近代史部会 1

報告者

1. 青木 道彦 (川村学園女子大学)
2. 丸藤 准二 (東北大学)
3. 梶本 元信 (帝塚山大学)
4. 勝田 俊輔 (東京大学)
5. 杉田多佳子 (青山学院大学)
6. 林田 敏子 (奈良女子大学)
7. 中村 直人 (九州女子短期大学)

1. プロテクター政権末期の宗教上の 長老派・独立派の動向

——空位期の教会体制の崩壊への転機——

青木道彦

王政復古に向かう状況の中で、空位期の教会体制が急速に崩壊して、王政復古後には、国王周辺の構想である長老派の包括を目指す国教会ではなく、ロード的・高教會的な主教制教会が復活した。今回の発表ではこの全過程を論じるのではなく、その前半にあたる空位期の教会体制の崩壊、それに向かう転機となったプロテクター政権末期の状況を整理してみようと考えている。そのために第一に空位期の教会体制というものがあったか否か、あったとすればそれはどんなものであったかを検討し、第二にそれがどのような転機をへて崩壊に向かったかを検討する。そこでは長老派・独立派のこの時期の協調の動きとその挫折を政治と宗教、中央と地方の関係にも留意して検討して行きたいと考えている。

この過程の後半である王政復古後の高教會的な主教制国教会の復活は勿論、重要な研究課題であるが、ひとまず我々は Boshier [*The Making of the Restoration Settlement 1649-62* (1951)] や Green [*The Reestablishment of the Church of England 1660-1663* (1978)] の研究をもっている。しかし空位期の教会体制との関連で論じた研究は殆ど見当たらない。Spurr [*The Restoration Church of England 1646-1689* (1991)] の近著も表題には空位期から王政復古後にいたる年号を掲げているが、空位期の主教制派の動向について、わずかに論じているにすぎない。また Abernathy jr. [*The English Presbyterians and the Stuart Restoration in Transactions of American Philosophical Society* vol. 55 (1965)] の論文も空位期の長老派と主教制派・独立派の関係は論じているが、空位期の教会体制については十分論じてはいない。そうした研究状況から、発表者は今回のテーマを選んだのである。

2. 18世紀ロンドンにおける職業と支配層

— 商工人名録による実態分析を中心にして —

丸藤准二

18世紀のロンドンは、巨大な首都として全国に大きな影響を与えていたが、その職業や支配層を対象とした研究は比較的少なく、明らかにすべき点が多い。本報告は、商工人名録を史料として用い、18世紀ロンドンにおける職業と支配層（都市エリート）の実態を分析し、そこから読み取れるロンドン社会の特徴とその変貌を検討するものである。

職業構造については、まず、商業部門の圧倒的な隆盛を指摘できる。一方で製造業都市としての姿や、増加する専門職の実態も確認できた。しかし、このような伝統的な職業構造の枠組みの存続とともに、時代の進展に伴う新たな動向を見逃すことはできない。商工業社会の成熟・進展により職業の細分化・多様化・専門化が進み、多くの新しい職種が生まれていた。また当時のロンドン社会は、職業により社会階層が異なる社会であった。それは、職業によって富の格差が存在することにより検証できる。もっとも、強固に固定された社会ではなかったとも考えられる。

ロンドンの支配層は、大きく三つに分類できた。市参事会員は、市政における大きな権限を持ち、ロンドン社会の最上層に位置する者達であった。貿易金融カンパニーの役員層は、経済的な力を背景にした新興支配層という性格が強かった。称号を持つ者達は上記の支配層と重複する者も多く、都市ジェントルマン層とみなされる。彼らは、社会の上層に位置し、支配層として同一階層とも言える。これに対し、18世紀には中層の商工業者達が大量に出現し成長していくのである。

3. 鉄道時代前夜南ウエールズの交通発展

—— グラモーガンシャー運河を中心にして ——

梶 本 元 信

工業化初期の南ウエールズ、とりわけ東グラモーガン地方の経済発展を見る場合に重要なことは、それが交通機関の改善と密接に関連していたことである。この地方の工業化は18世紀後半にマーサー・ティドヴィルを中心とする近代的製鉄業とともに開始されたのであるが、当時の製鉄業者は原料や生産物を輸送する交通路を自ら建設する必要があった。鉄や石炭のようなバルキーな貨物を輸送するための当時の最も安価な交通機関は運河やトラムロードであった。その中心をなしたのがグラモーガンシャー運河とその支線のアバーデア運河であった。このうちグラモーガンシャー運河はマーサー・ティドヴィルの製鉄業者、クローシェイ家を中心にしてカーディフ＝マーサー間に建設され、アバーデア運河はその支線としてカノン溪谷沿いに建設された。これらの運河とともに無視できないのがトラムロードであり、それらは運河に対して代替的、補完的役割を演じた。とりわけ、マーサー・ティドヴィルの製鉄業者間の争いの結果として建設されたペニダレン・トラムロードはスティーブソンズのロケット号よりも25年も早い1804年にR.トレヴィシックの機関車が走行したことで有名である。これらの運河やトラムロードは内陸の鉱工業地帯で生産された貨物をカーディフ港へ輸送する上で不可欠の役割を演じた。それによって地方の工業化が促進され、それと関連して主要貨物である鉄や石炭の輸送量が増加した。このうち当初は鉄が最も重要な貨物であったが、アバーデアやロワー・ロンザ溪谷での炭鉱開発の進展とともに、1830年頃からは鉄よりも石炭の輸送量のはるかに大きく増加した。しかし、このことが交通機関に与えた効果は2面的であった。すなわち、それは一方では運河の収入を増加させ、その繁栄をもたらしたが、他方では運河の維持費や物理的負担も増加させ、その渋滞を引き起こす原因ともなったからである。

4. 19世紀前半の 아일랜드における農村騒擾

— ブリテン＝アイルランド関係史の一視角 —

勝 田 俊 輔

18世紀後半から19世紀前半のアイルランド史における特徴の一つは、慢性的に、そして広範囲に及んで発生する農村騒擾であった。通称ホワイトボーイズ(Whiteboys)と呼ばれたこれらの騒擾は、元来経済的变化に対抗するための、農村共同体における秘密結社を中心とした抵抗運動であったが、1790年代の政治化の経験の際に都市の政治イデオロギー(ラディカリズム)を吸収し、19世紀の前半においては政治的な性格を帯びる可能性をも持つことになった。

その一方、1801年のブリテン＝アイルランド合併(Union)以後、アイルランド、とりわけアイルランド農村の「貧困」は、ロンドンの政策決定者たちが直接取り組むべき課題となった。この時期のアイルランド農村については、議会委員会を中心に多くの情報が収集されたが、周知のように、その際の支配的な思考法には、スミスおよびマルサスの影響が大であった。これらはアイルランド農村社会の根本的変革への方向性を持った発想ではあったが、現実にはさまざまな障害の前に、有効な政策は実現化され得なかった。

これらの障害のうち、最も直接的なものが農村騒擾であった。すなわち、アイルランドにおける農村騒擾は、経済的にはポリティカル・エコノミーに対する対抗イデオロギーの体現として機能する一方で、政治的には、騒擾の主体である農民の大多数が連合王国に統合されきらぬローマ・カトリックであったことから、公権力にとって常に潜在的脅威をもたらすことになった。

本発表においては、この農村騒擾と権力の側のそれへの対処について検討することを試みる。その際、それらが当時のブリテン＝アイルランド関係に対しどのような規定力を持ったのか、という点を中心的な視点としたい。

5. 19世紀中葉のイギリスにおける シヴィル・サーヴィス改革と中産階級

— シティ行政改革協会の活動からの考察 —

杉田 多佳子

トルコ・フランス・ロシアの間の聖地（エルサレム）管理権問題に端を発したクリミア戦争は、1815年のナポレオン戦争締結以後の平和なヨーロッパに、ふたたび国際関係の緊張をもたらした。1854年3月、イギリスはフランス・トルコと結んでロシアに宣戦布告し、戦争に参戦することになる。この戦争遂行中、『タイムズ』特派員W・H・ラッセルによる戦地でのイギリス陸軍に関する報道は、国民の感情を刺激し、国内各地で軍政改革や行政改革を要求する運動を引き起こした。そのような運動のなかでも目立った動きを展開したのが、ロンドンのシティで結成された行政改革協会であった。

従来の研究では、行政改革協会のおもな目的は、行政府内の完全なパトロネージの除去と私企業理念の導入にあるとされてきた。また、運動失敗の要因として、シティと地方の活動の分離、協会内の派閥、政治的策略の欠如、急進派議員の求心力のなさなどが指摘されている。だが、これらの研究では議会内の急進派議員の活動が強調されすぎ、協会の大多数を構成し、直接、協会の運営に携わっていた中産階級の視点からの研究は十分とはいえない。1855年夏の議会請願失敗を契機に、議会に対する影響力や協会幹部と急進派議員の関係は徐々に弱まり、これ以降、協会は行政制度全般からシヴィル・サーヴィス下級職へと改革の方針を転換する。

本報告では、従来の研究をふまえながら、行政制度全般の改革を目的に結成されたシティ行政改革協会が、なぜシヴィル・サーヴィス下級職を中心とした改革の方針を転換していったのか、その背景を検討すると同時に、シヴィル・サーヴィス改革が中産階級にどのように受けとめられていたのかを考察してゆく。

6. ヴィクトリアン・ボビーの形成

— 『ポリス・ガーディアン』に見る警官の職業意識 —

林田 敏子

1866年2月、警察相互扶助協会の機関紙として創刊された『ポリス・ガーディアン』は、年金運動の高まりとともに活動範囲を広げ、寡婦年金基金や孤児院の創設など、積極的な活動を展開した。

従来、警察改革の進展と社会の反発を軸に進められてきた警察研究では、「警察」と「社会」のはざまにあった末端警官にはほとんど関心が向けられてこなかった。しかし、待遇改善要求にともなう警官の職業意識の芽生えは、「愛想がよく頼もしいボビー」という現代にも通じる警官イメージの出発点ともいえるものであり、彼らの意識に焦点をあわせることは、警察という組織を内在的に分析する上で不可欠な手続きだと考える。

本報告では、「警官の利害を代弁する」ことを旨とした『ポリス・ガーディアン』を中心に、賃上げ、年金その他の待遇改善運動や互助組織の活動を検証する。警察機構の末端に位置した警官たちは、自らの職業に対し、どのような不満や要望を抱いていたのか。『ポリス・ガーディアン』が主導したキャンペーンや、投書欄で展開された論争のなかに、警官の職業意識の形成過程をさぐってみたい。

また『ポリス・ガーディアン』は、警官たちの余暇の過ごし方や、地域住民との交流など警官の日常生活についても多くのことを語ってくれる。警察に効率（efficiency）を求める世論の動きに敏感に反応した『ポリス・ガーディアン』は、警察と社会の交流や専門性の獲得のなかに、「理想的な警察像」を模索しはじめる。

7. 大英帝国下における教育ネットワーク の形成と帝国連盟

— 教師交流政策を中心に —

中 村 直 人

本発表は、大英帝国の維持・発展のための教育ネットワーク形成において重要な役割を果たした帝国連盟 (the League of the Empire) を研究対象とし、本連盟において現在まで一貫して最重要課題として位置付けられてきた帝国内の教師交流政策とその運用実態について、第2次世界大戦までの期間を中心に分析し、その特徴と問題点を明らかにするものである。

大英帝国史の先行研究において、特に教育・文化史の領域では、帝国の結節点としての教育 (文化伝達) という観点から教育制度や内容を焦点化したものは、19世紀後半に帝国のエリート養成機関として発達したパブリック・スクール・システムに関するものが大多数を占めてきた。1980年代以降、大衆教育の分野などにも研究対象が広げられ、徐々にその成果が世に問われるようになってきたが、帝国の文化伝達の担い手としての教師や、教師交流制度に関する分野はほとんど看過されてきたと言っても過言ではない。1980年代後半、帝国史の研究領域において重要なインパクトを与えたマッケンジーやグリーンリーの業績の中でも、連盟の活動は俎上に乗せられてはいるが、最重要課題であったはずの教師交流政策は真正面から扱われてはいない。

以上のような状況を踏まえて、本研究では先行研究において看過されてきた帝国連盟の教師交流政策を対象の中心に据え、1) 政策が策定され、定着・発展していったプロセスを実証しつつ、2) 本政策の具体的内容とその実態を質量両面から探った上で、3) 参加した教師がどのような影響を受けたかという精神面にも分析を加えながら、戦略的には帝国の発展・解体の過程の中で果たした連盟の教師交流政策の全体像を明らかにしたいと考えている。

近世・近代史部会 2

報 告 者

1. 黒川 正剛 (東京大学)
2. 小山 啓子 (九州大学)
3. 松井みちる (東京都立大学)
4. 柳 春生 (北九州短期大学)
5. 中島 幹人 (東海大学)
6. 竹中 幸史 (京都大学)
7. 野村 啓介 (鹿児島大学)

1. 近代初期西ヨーロッパにおける 魔女と貧民・インディオ

— メランコリーの視点から —

黒川正剛

西ヨーロッパにおいて魔女裁判が高揚していた一六世紀末に制作された「土星の子供たち」を描いたある図像には、土星（サトゥルヌス）の下に生まれた者、つまりメランコリー（黒胆汁）に冒された者として魔女やインディオが描かれている。土星の子供たちには、この他、貧民、罪人、ユダヤ人といった一般に周縁者とされる人々が含まれる。一六世紀後半以降の西ヨーロッパ本土に限定した場合、この中で魔女狩りという形で標的にされたのは魔女であった。これは魔女が他の土星の子供たち（周縁者）の負性を凝縮させる存在であったからと思われる。そして彼らがメランコリーに関連するモチーフの中で同一範疇に描かれる以上、その過程はメランコリーという概念に関係している可能性がある。

本報告では、以上の問題関心のもとにメランコリーの視点から、魔女と貧民およびインディオの関係を検討することにしたい。貧民とインディオは、ともに土星の子供たちであり、かつ魔女裁判と同じく近代初期という時代に西ヨーロッパで問題化した存在であった（尚、対象地域としてはイングランドとフランスを中心とする）。

使用する中心史料は、三つの悪魔学論文、ヨーハン・ヴァイヤー『悪魔の幻惑について』（1563年）、ジャン・ボダン『魔術師の悪魔狂』（1580年）、レジナルド・スコット『魔術の暴露』（1584年）、およびルネサンス期のメランコリーに関する詳細な議論を展開しているとされるロバート・バートン『メランコリーの解剖』（1621年）である。

本研究によって、グレゴリ・ジルボーグ（1941年）以来見過ごされてきた魔女裁判研究と医学との関連が見直されることになるであろう。さらにまた、近代初期西ヨーロッパ人の他者認識と医学—体液病理説との関連も指摘されるであろう。

2. 16世紀リヨンにおける国王の入市式と政治文化

小山啓子

国王の入市式とは、国王一行がボンヌ・ヴィル（王権と密接な関係にあった都市）を巡幸した際に、市民による出迎えを受け、市門の鍵を渡されて囲壁内に入り、華やかな装飾が施された都市内において、都市側と王権側の参加者が入り交じって行列を成し、練り歩く儀式である。少なくとも十六世紀までは、この儀式が都市の主導のもとに組織されていたという点で、他の国王儀礼とは性格を異にする。中世国家史家B.グネが指摘したように、入市式は「より身近な国王とより能動的な臣下との間の対話の場」であったのである。したがって、国王の権威を示す政治的行為であったと同時に、都市が祝祭を通して自らを提示し、国王に対して特権の再確認を要請する貴重な機会でもあったのである。

質素な慣行であった入市式が、国王儀礼と都市の祝祭とを兼ね備えたものとしてあらわれるのは、十四世紀後半以降である。それは、王国においてボンヌ・ヴィルの政治的重要性が増大する時期と相前後している。都市と聖職者が国王と交わす宣誓、有力市民が国王の頭上を翳して持ち運ぶ天蓋、コンフレリ（信心会）が主体となった演劇などが祝祭に加わり、さらに十六世紀には人文主義の影響を受けて、聖性と俗性を融合させた壮麗な儀式へと発展した。

本報告では、近年、研究集会の主題に取り上げられるなど、多様な分野で関心を高めつつある入市式に関する研究成果を整理しながら、十六世紀のフランス王権が地方の拠点として最も重視し、それ故頻りに訪れた都市のひとつである、王国第二の都市リヨンにおける入市式の歴史的意義、及びその盛行と衰退の背景を検討する。主に、最高潮の様相を呈したとされる1548年アンリ2世の入市式、宗教戦争中のシャルル9世の入市式、リヨンが旧教同盟に与した後に行われたアンリ4世の入市式の報告記録を取り上げ、儀式の準備、形式、表徴の分析を通して、リヨンにおける諸団体の階層秩序、都市と王権の関係とその変容を読み解いていきたい。

3. 修道院悪魔憑き事件における聖職者の処刑

— ルーダン事件(1632 - 1634)を中心に —

松井みちる

悪魔がある人物にとり憑くという原初的形態の悪魔憑き現象は、その人物を悪魔から解放するために悪魔祓いを行い、いわば宗教的な治療を試みることによって問題解決をはかるべき一種の宗教的逸脱であった。これに対して、悪魔と人間とを結ぶ媒介者としての魔術師が悪魔に憑かれた者によって告発されるようになると、悪魔憑き現象は、従来通りの悪魔祓いが行なわれると同時に、裁判によって魔術師が裁かれるという二つの側面をもつ妖術事件へと発展する。

本報告では、その公開性の高さや事件後半の王権介入によって論争を巻き起こしたルーダンの悪魔憑き事件(1632 - 1634)を中心に論証を進める。ルーダンのウルスラ会修道院で起こった幽霊騒動は、司祭グランディエを魔術師として糾弾する悪魔憑き事件へと発展していく。プロテスタントの安全保障地であったルーダンにおいて当時城塞破壊の任務を負っていた国王親任官ローバルドモンが事件に興味をもち、国王権力を体現する人物として事件に介入した結果、グランディエは修道女たちを悪魔憑きにさせた張本人の魔術師として処刑される。

ルーダン事件はミシュレの『魔女』にもとりあげられているように魔女裁判史上おそろくもっとも有名な事件のひとつであるが、十七世紀前半のフランスにおいて続発した他の修道院悪魔憑き事件とともに、魔女現象とは別個の考察を要する問題である。修道院ではじまった私的な悪魔憑き騒動が、グランディエをめぐる錯綜した人間関係の網の目の上で、魔術師を特別法廷において裁く公的な妖術事件へと変貌していく。本報告では特に、魔女裁判との比較から、この事件のもつ妖術事件としての側面に光をあて考察を試みたい。

4. 1791年フランス憲法における人民主権

柳 春 生

1791年9月3日制定されたフランス憲法を市民革命の憲法として人民主権と規定して報告する。

1791年憲法については、その否定的側面たる制限選挙制を考察して国民主権と規定する傾向があった。今フランス革命200年を経て多くの著書、資料が出版され、それまでの研究も再検討する必要に迫られている。ここでは、この憲法は、市民革命の憲法として本質的には人民主権である、と規定する。主権の概念を国家の最高・絶対の権力と規定したのは、フランス16世紀のジャン・ボダン(Jean Bodin)の国家論第6巻に始まるが、18世紀旧制度においては、主権・立法権は執行権とともに国王にある、何人とも分有されえない、と宣言された。それで、この国王のもつ主権を国民(人民)に移すということが、市民革命の課題となる。

1789年8月26日国民議会によって採択された「人および市民の権利の宣言」は、「主権の根源は本質的に国民にある。」(第3条)「法律(Loi)は一般意志(Volonté générale)の表明である。」(第6条)と規定し、国王の主権を否定した。次いで国民議会は10月1日「憲法の根源的基礎に関する布告(Décret)」19条を制定し、人権宣言とともに国王に提出し、裁可を求めた。ルイ16世は、10月5日民衆の圧力の下にヴェルサイユからパリに移るに際し、これを受領、裁可した。ここに革命は平和裡に成就され、旧制は終了した。議会は憲法制定の事業を続け、1791年9月3日にフランス憲法典を制定し、王に提出した。王は9月14日に受諾し、更に憲法に宣誓した。これは、王の降伏である。国民議会は憲法の制定に関しては王に裁可を求めず、いかなる妥協をも示さなかった。そして、ここに単一、不可分のフランス国民の形成が完了した。

5. 1792年のドローム県における農民運動と共有地問題

中島幹人

1792年夏より93年初頭にかけて、旧ドフィネ州はドローム県を中心として食料問題、領主権買い戻し問題、そして共有地問題などを主要な原因として農民運動の波に飲み込まれ、約50カ所において紛争が起こる。本報告においては山間部および平野部を合わせて10件ほどが挙げられる共有地に関する騒擾を中心に考察する。

従来、共有地問題は農村共同体の共同体的諸権利＝諸規制の面から検討され、共有地の分割を共同体解体、すなわち農業個人主義の進展の指標として見なし、近代市民社会の成立のために乗り越えるべき課題として提起されてきた。しかし近年では、共有地の分割は土地の共同利用が消滅もしくは制限されるなど、限られた条件の下でしか行われず、しかも分割が行われたとしても必ずしもあらゆる所有権を享受する自立的な「近代的」農民を生み出す結果とは成っておらず、したがって共同体の解体を直接意味するものではない、という見解が出されている。

本報告は、多様な個性を有する諸地方の集合体としてのフランスとの観点から、この様な最近の研究の主張がドフィネ州においても妥当するものであるかを検証することを目的とする。従って、第一に各共同体の共有地がおかれていた状態を確認することで、共有地問題の発端が領主などによる共有地横領といった共同利益権への侵害にあることを検証した上で、第二に問題解決のための手段として共有地の分割もしくは旧来通りに保全といった二つの異なる方策が地域的特性に応じてとられるが、それらは如何なる理由で採択されたか、さらに、これら二つの方策は土地の利用法に関して農民の願望の差異を表現するものであるか、といった点を検討したい。

6. ルーアンにおける革命祭典の組織と展開

竹中幸史

フランス革命期、為政者たる革命家たちは様々な祭典を企画した。「連盟祭」「理性の祭典」「最高存在の祭典」など有名な革命祭典のほかにも、「自由」や「友愛」をテーマにした様々な祭典が革命の10年間に繰り返し催行されたのである。

革命祭典の研究が本格化するのは、1970年代以降である。革命祭典を党派抗争の場と捉える政治史的解釈に対し、M・オズーフは祭典の形態に着目し、行列構成やコース、シュミラークルの有無などから革命家たちの意識や祭典の抱えた矛盾を明らかにした。そして革命祭典を新しい人間を創造するという哲学的野心の試みと捉えたのである。またM・ヴォヴェルは長期的持続と短期的事件の重なり合いというテーゼを、祭典研究にも導入し両者の接合を試みている。こうした祭典研究は、人々の心性や行動に与えた革命の長期的影響力と関係するゆえに重要なテーマでありつづけている。

しかし祭典研究はパリに主眼が置かれてきたことは否めず、地方の祭典については、一部の地域をのぞき、その実像（祭典の種類、構成、演説、主催者・参加者）は依然明らかでない。市議会議員や民衆協会のメンバーといった地方政治のエリートたちは、いかに祭典を組織したのか。地方政治の状況は祭典にどのように反映されるのか。また人々はいかにそれに参加し、受容したのだろうか。

本報告ではオート＝ノルマンディーの中心都市ルーアンの革命祭典を取り上げ、祭典の種類、組織者・構成者や内容の推移を確認する。そして革命期における地方政治の実態を把握し、地方政治エリートにとっての祭典の意味を考察する。その際、わが国では研究の蓄積がほとんどない94年夏以降も視野におさめて検討したい。

7. フランス第二帝制下の通商政策とボルドー

野村啓介

立憲王制下のボルドーは、全国の商業都市の先頭に立って常に貿易自由化を訴え続けた。1846年の『自由貿易協会』設立は、ボルドーにおける自由化推進運動のひとつの頂点を示している。この運動は、1860年1月にナポレオン3世が経済改革大綱を公表すると、これを支持するキャンペーンや帝制当局への働きかけが積極的に展開されるなどして、再活性化した。

このボルドーの運動への積極的な関与は、商業的没落への危機感から発した防衛のためであったとするのが一般的な理解であるが、それにもかかわらず、ボルドーは依然として、マルセイユ、ル・アーヴルに次いでフランス第三の港湾都市であったし、その貿易は上位二港に劣らず年々増加傾向にあった。また、第二帝制期がボルドーにおけるワイン商業の黄金時代であったことも注目する価値があるだろう。ボルドーが上述のように運動のイニシアティブを常に取り続けていたことをも考慮すれば、19世紀フランスの自由貿易運動にアプローチする上で、ボルドーは格好の分析対象といえるのである。

ところで、従来の第二帝制史研究においては、〈中央-地方〉関係の解明が必ずしも十分であったとは言い難い。たしかに、皇帝を頂点とした知事制度にもとづく〈中央-地方〉関係に関しては豊富な研究がある。しかしそれは、皇帝権力が地方レベルにおいてどのように機能したのかという問題を、もっぱら行政レベルで確認するにすぎない。このことは、従来の第二帝制史研究が、〈皇帝-議会〉関係を自明の枠組としたこととも深く関係しているように思われる。そこでは、議会内の反帝制勢力の台頭と皇帝権力の弱体化とが関連づけられて論じられる傾向が強く、そのため地方の状況が十分には汲み取られなかった。いいかえれば、中央と地方をつなぐ具体的な問題の分析をつうじて、〈中央-地方〉関係を解明する作業が残されているのである。

本報告は、第二帝制下の〈中央-地方〉関係を解明する一環として1860年のボルドーの事例を取り上げ、当地において展開された自由貿易運動の諸問題を考察する。

近・現代史部会

報告者

1. 田中 良英 (東京大学)
2. 青木 恭子 (一橋大学)
3. 伊藤 順二 (京都大学)
4. 池田 嘉郎 (東京大学)
5. 小原 豊志 (山口大学)
6. 廣瀬 啓子 (同志社大学)
7. 菱田 幸子 (筑波大学)
8. 佐藤千登勢 (西南学院大学)
9. 西川 裕子 (筑波大学)

1. 18世紀初頭におけるロシアのエリート層

田中良英

エリート層をいかに支配構造の中に組み込むか、18世紀初頭のロシアにとって、それは焦眉の課題となった。以前からロシアでは勤務貴族の性格が強い伝統的なエリート層に依拠していたのだが、この時期に対外戦争が激化したことは、国家が内包するリソースを最大限に活用することを余儀なくしたからである。当時のツァーリ、ピョートル1世（在位1682－1725）は合理思想の影響を強く見せる多数の法令を駆使し、エリート層を国家への勤務に向かわせるべく意を尽くした。具体的には、エリート層の勤務の義務化と終身化が法文化された。これは彼が採用した措置や社会構造について、先のモスクワ大公国時代との連続性を強調する近年の研究動向に符合する動きだろう。その一方で、彼がエリート層の活用に関して新たな原理を持ち込んだことも確かである。中でも重要なのが、1722年の『官等表』で示された能力主義に基づく昇進原理であった。これは特にロシアの研究者達の間で、近代的価値観を実現しロシアに官僚制を生み出したものとして評価されてきている。しかしながら、このような「近代化」の動きが、厳格な罰則規定と実際の処罰など、極めて強制的な形で進められたことは、ロシア帝国の国制を検討する上で非常に興味深い構図と言えるだろう。

本報告では、このアンシャン・レジームの時代において、ピョートルとエリート層との関係がいかなるものであったのか、またエリート層がいかなる対応を示したのか、法令を中心とする史料分析と研究史の整理から提示したい。それは他国の支配構造と比較する上でも意義があるように思う。

2. 帝政末期のロシア農民家族

— 出稼ぎと世帯分割という現象をめぐって —

青木恭子

1861年の農奴解放以後のロシアは、社会的にも経済的にも変化が非常に大きな時期にあり、農村社会や農民家族を取り巻く環境も著しく変化した。本報告では、19世紀末の副業の盛んな非農業地域という、いわば時代の変化が最も顕著に現われている地域を取り上げ、ロシア社会の全体的な変化が農民家族に及ぼした影響を考える。

農奴解放後のロシア全体の社会的・経済的な変化は、家族レベルでは出稼ぎの増加という現象の中に見られる。同時に出稼ぎは農村社会や農民家族に様々な影響を及ぼした。その一つの現われが、農民家族の世帯分割という現象である。出稼ぎの増加、世帯分割の頻発といった現象は、当時の政府や知識人の関心を大いに集める深刻な社会問題でもあった。世帯分割に関していうと、これは既婚の兄弟が複数で同一世帯に暮らすことをやめ、世帯の共同所有財産に対する各自の「取り分」をもとに新しい世帯を形成することである。既婚の兄弟が複数で暮らす「大家族」を維持させる「求心力」が、農民世帯の経営を安定させ、税や諸義務の支払い能力を保障することであるとすると、世帯分割を行う直接の動機としての「遠心力」は、成員間の葛藤であり、同一世帯内の成員同士の血縁関係があまり離れすぎないようにという配慮であり、「自分の家族のために働きたい」という欲求や「自分が家長になりたい」という独立心であった。その「求心力」と「遠心力」のどちらが優勢になるかは、世帯分割を行えるかどうかの「客観的条件」によって決定された。賃金労働は、農民が潜在的に抱いている欲求や独立心を実現可能なものに近づけたのである。そして、いくら政府や知識人が農民の世帯分割の増加を「異常な現象」として捉え、それを規制しようとしたとしても、農民は自分たちの事情で出稼ぎに出かけ、世帯分割を行いつつ続けたのである。

3. 1905年革命前後のグルジアの農民運動と知識人

伊藤 順二

グルジアはスターリンの生地としても知られるが、1905年革命前後から、帝政ロシア領内で最もメンシェヴィキ勢力の強い地域となっている。メンシェヴィキは他の愛国主義的勢力を抑え、17年革命以前に既に「国民政党史」化して一般に理解されている。この原因については半ば定説化した見解がある。マルクス主義が「専制権力＝ロシア人と商業資本＝アルメニア人」つまり「外国人統治者の搾取からの解放」を唱えるものだった、換言すればグルジア・ナショナリズムの要求を実現するイデオロギーだった、という主張である。この「民族利益伏在論」とも言うべき見解は、首都チフリスのグルジア人知識人の置かれた状況とはある程度一致していたとも言えよう。しかし、農民運動の元来の構図には、反専制はともかく反＝外国資本の色合いは薄い。またマルクス主義知識人は、グルジアの「発展」についてむしろロシアを頼みとする見解をとっているように思われる。そもそも近代的ナショナリズムが大衆に浸透していない社会で「民族的利益」を考えることは時代錯誤ではないだろうか。

1890年代から、マルクス主義知識人は合法週刊誌『鞭』を拠点として啓蒙活動を展開している。また1902年以降グルジア地方を中心に展開する農民運動の背景に、マルクス主義知識人の尽力があったことが、メンシェヴィキ「国民政党史化」の主要な契機だった。農村への革命思想の伝播者は、学校教師などの村の知識人と、石油積出港バトゥミへの出稼労働者だったが、運動は農村独自の展開を見せる。本発表では、この「マルクス主義者が農民運動を積極的に支援した最初期の例」を、知識人と農民との相互の影響関係から考察し、農民運動と「近代化」について考えてみたい。

4. 革命期ロシアの政治文化を考えるために

— 死者を悼むボリシェヴィキ —

池田 嘉郎

従来、革命という出来事が論じられる場合、おもな考察の対象とされてきたのは、その社会的、経済的な側面であった。だが、近年のフランス革命史研究が示しているように、革命空間とは何よりもまず、あたらしい政治文化がつけられる場だったのではないだろうか。

革命期ロシアという世界もまた、ボリシェヴィキにとって、あたらしい政治文化をつくりだすうえでの舞台であった。その舞台において、政治活動家の死は、彼らがみずからの世界認識をかたづくり、それを社会に広げていくための、特別な機会となっていた。ボリシェヴィキは、名も知られ、親しくもあつた活動家の死にさいして、一方では集団主義を標榜しつつも、他方では、「個人」なるものと、その生涯とについて評価をくだすことを迫られた。いいかえれば、ボリシェヴィキにとって、死者を悼むということは、あたらしい人間観、死生観、時間的な枠組みをつくりだすことだったのである。また、活動家の死は、ボリシェヴィキがあらたな政治スタイルを生みだすための契機ともなった。都市や広場の改名、個人崇拜、テロルといった行為が、そうした政治スタイルにあたる。

本報告では、以上のような前提にもとづき、1917年末から1919年初頭にかけての、ボリシェヴィキの政治的な実践について検討したい。おもな分析の対象となるのは、プレハーノフ（18年5月）、ヴォロダフスキー（6月）、ウリツキー（8月）、スヴェルドローフ（19年3月）のそれぞれの死における、ボリシェヴィキの対応である。スヴェルドローフの死は、第8回共産党大会——ソヴィエト・ロシアの政治体制が確立されるうえでのメルクマール——の直前にあたり、ボリシェヴィキの政治文化を考えるさいにも、一つの区切りとなるであろう。分析の素材には、当時の新聞に掲載された追悼文や回想、葬儀の報道などが、もっぱら用いられる。

5. 再建期アメリカ合衆国における黒人選挙権

— 合衆国憲法修正15条の成立過程を中心に —

小原豊志

南北戦争の戦後処理期にあたる再建期 Reconstruction Period (1865 - 1877) は、一連の憲法修正および立法を通じて南部解放黒人を中心とする黒人の市民的、政治的権利の保障が試みられた時代であった。とりわけ、1870年に成立した合衆国憲法修正15条 Fifteenth Amendment (以下、修正15条) は、従来州が排他的に有していた選挙権賦与権限に規制を加えて、選挙権における人種差別を禁止したものであった。こうした意味でこの条項は画期的な修正条項であった。同条項が「黒人選挙権保障条項」として知られる所以である。しかしながら、周知のように19世紀末以降の南部においては白人優越主義に基づく黒人選挙権剥奪運動が展開し、その結果南部黒人の大半が選挙権を喪失するにいたった。ここにいたり、少なくとも南部においては修正15条は完全に形骸化したのである。

こうしたポスト再建期における黒人選挙権問題の帰結を観察するとき、直ちに指摘できることのひとつは修正15条そのものの限界性であり、いまひとつには同条項を策定した共和党の黒人選挙権問題に対する消極化である。これらの問題を考察する手掛かりとして、報告者は、再建期における黒人選挙権問題の展開を検討することが必要であると考える。すなわち、そもそも修正15条は、いかなる背景から、いかなる目的のもとに、いかなる論議を経たうえで成立したのであろうか。また、同条項成立後の黒人選挙権問題は再建末期に向けてどのように展開したのであろうか。

以上のような問題関心のもとに本報告では、合衆国の国制的特質を念頭に置きつつ、アンテベラム期の黒人選挙権の実態をふまえたうえで、修正15条の成立を中心にした再建期の黒人選挙権問題の歴史具体的な展開過程を追跡してみたい。

6. インディアン研究と研究機関の勃興

廣瀬啓子

19世紀後半から20世紀前半、アメリカ人類学界は社会科学の影響を大きく受け、理論的なフレームワークを確立した。この時期のもうひとつの特徴は、研究機関の制度化が進んだことである。学会の組織化、社会学部設立に始まる人類学関係諸学部の創設、博物館の設置などである。

興味深いことに、一口に人類学関連の研究機関といっても、各研究機関の創設の意図はさまざまであった。例えば、アメリカにおける初期の人類学系の研究機関としては、スミソニアン研究所内に設立されたアメリカ民俗局 (the Bureau of American Ethnology、以下BAE) があげられる。BAEは、現在では基礎研究を目的とする研究機関であるが、創立当初は施政調査のための研究を主な課題としてスタートした。アメリカ・インディアン史上、この時期は、インディアンに対する武力的な征服がほぼ終わり、彼らをいかに支配体制の中に組み込むかを考える時期に来ていた。アメリカにおける人類学の対象とは、多くの場合、インディアンであり、研究機関といっても当時の政治的思惑と無関係ではなかった。

一方、大学を初めとするアカデミックな分野における制度化は、政治からは少し距離を置き、ボアズが尽力したコロンビア大学人類学部を筆頭に創設された。以前から創設されてはいたものの、活動を十分に展開できていなかった学会が再編され、専門誌が出版され始めたのもこのころの特徴である。

本発表では、BAEの創設以降の、アメリカでの人類学の職業化、専門化の過程をそれぞれの機関・人類学者の動向を通して、インディアン史との関わりを含めて論じていきたい。

7. 20世紀初頭における黒人女性改革者の道徳観

— ネイバーフッド・ユニオンによる娯楽の統制を事例として —

菱田幸子

世紀転換期のアメリカ合衆国南部の都市において、多くの黒人女性が社会改革運動に関わり、特に、黒人の「道徳的」向上に熱心に取り組んだ。それは、人種差別が厳しく、優生学思想が流行している時代において、黒人が生得的に劣等ではないことを証明するために生まれた努力であった。これは当時、人種に優劣を付けようとする議論は道徳的な墮落と結びつけられることが多かったことを背景としていた。黒人の「道徳的」向上への取り組みは、黒人女性改革者たちの中産階級的価値観を色濃く反映したものであった。そのことは、黒人住民の娯楽を統制しようとする活動のなかにはっきりとあらわれている。

本発表では、1908年に黒人女性の社会改革組織としてアトランタで設立されたネイバーフッド・ユニオン活動を事例に、以上の点について検証する。ネイバーフッド・ユニオンは、地方自治体のあらゆるサービスから除外されていたアトランタの黒人住民たちに教育、保健、福祉サービスを提供する総合福祉機関の役割を果たしたが、このような具体的な社会状況の改善ということと同時に、黒人貧困層の「道徳的」向上を活動の最大の目標に掲げていた。彼らにとって、このような目標を達成するための手段として、娯楽は非常に大きな意味を持っていた。娯楽の統制には、改革者が道徳的に問題があるとみなした娯楽を排除する活動と、改革者が健全な娯楽を住民に積極的に与えようとする活動という二つの方向があった。改革者たちは、地域住民に積極的に娯楽を提供し、同時に彼らが道徳的に望ましくないと判断した娯楽は市街から徹底的に排除しようとしたのである。ネイバーフッド・ユニオンが行った娯楽の統制に見られる黒人女性改革者の道徳観を分析し、それが黒人の向上のための活動とどのように結びついたかを明らかにすることが、本発表の目的である。

8. 第二次大戦期のアメリカ合衆国における女性労働と技術

佐藤千登勢

本報告では、第二次世界大戦中に軍需産業への大規模な女性労働力の動員がおこなわれたアメリカ合衆国において、戦時期の労働力再編成の過程で、「女性労働」という概念がどのように変化していったのかという問題を検討する。開戦当初、基幹軍需産業の経営者の多くは厳しい労働力不足に直面しながらも、女性労働者の大量採用に必ずしも積極的ではなかった。しかし、戦時増産計画の遂行のために、女性労働力の活用が不可欠であることが明らかになると、軍需工場での労働は、手先が器用で、忍耐強く、細部にまで注意が行き届くといった女性の特性を最大限に生かすものであるという労働科学の専門家等の見解に経営者側も同調するようになった。とりわけ女性は反復的な単純作業も厭わないとされ、小型精密機械の操作、軽量の工具を用いた細かい部品の組立、製品検査などに高い適性を持っていると考えられた。その結果、当時女性の進出が著しかった機械、電気・通信機器、航空機などの分野では、ある特定の職種や作業に女性が集中的に雇用されるようになり、新たな「女性の仕事」が生み出されることになった。また軍需工場への女性労働力の導入に際しては、それまで男性の熟練労働者がこなしてきた仕事を、技術的に改良することによって、「女性の特性を生かした」作業へと変えていく必要があった。多くの工場では労働過程を細分化し、個々の作業を可能な限り単純化することで、短期間の職業訓練を修了しただけの未熟練な女性労働者でも、流れ作業のラインで単一の工程に専念できるような労働形態を確立した。また女性の体力的な限界は、主に重量物の昇降や運搬に表れるという観察から、コンベヤー、自動エレベーター、可動クレーンなどの作業補助設備を積極的に導入した。軍需工場の経営者は当初、女性は機械に対する興味も適正も持たないと考えていたが、実際、女性を雇用してみると、生半可な知識や技術を持ち合わせていないが故にかえって企業側には扱いやすく魅力的な労働力になりうると認識するようになった。

9. 第二次世界大戦と日系アメリカ人二世

— 市民としての権利の復活を求めて —

西川裕子

アメリカ合衆国の日系アメリカ人二世（アメリカ合衆国で生まれて市民権を持つ、移民の第二世代）は、1940年9月に国内初の平時選抜徴兵法（the Selective Training and Service Act）が制定されて以来、陸軍においては、他のアメリカ人とほぼ同様に徴兵されていた。1940年から1941年にかけて、約5,000人の二世が軍籍についた。しかし、日本軍によって真珠湾攻撃が行われて以後、彼らの軍隊での待遇は、武器を持たなかった語学兵を例外として、それまでのものとは大きく異なっていた。1942年3月には、二世の徴兵や志願は受け付けられなくなった。彼らの徴兵資格は、徴兵適格者1-Aのカテゴリーから、実際には「敵性外国人」ではなかったにもかかわらず、「敵性外国人」であるために徴兵に不適格であることを示す4-Cのカテゴリーに入れられた。彼らは、出自のために、自国に対する忠誠心を疑われたのである。

しかし、徴兵資格剥奪後、日系アメリカ人二世たちは、国のために戦場へ武器を持って闘いに行ける「権利」を取り戻す運動を始める。その働きかけが一助となって、また、たとえ好意的ではないにしても二世に有利な発言をしてくれる政府関係者の意見もあって、1943年1月28日、二世志願兵による戦闘部隊を作るとする政府の決定がなされた。この時、ハワイの二世と本土の二世は、戦前からハワイと本土の社会構成の違い、政府の日系人問題への対策の違いなどに起因する異なった境遇の下におり、直接の面識も関わりもなかったが、お互いの運動の不足を補う形で運動に貢献したのであった。

本発表では、国のために戦場に行ける「権利」を取り戻す運動をめぐるハワイと本土それぞれの二世の活動や心情、それら二世の動きなどの影響による政府の方針の変化を明らかにしてみたい。

現代史部会 1

報告者

1. 犬飼 裕一（早稲田大学）
2. 佐藤 真一（国立音楽大学）
3. 中野 智世（立教大学）
4. 竹本真希子（専修大学）
5. 古川 高子（東京外国語大学）

1. マックス・ウェーバーにおける歴史科学の転換

犬飼裕一

本報告の意図は、報告者が昨年度行った報告の内容を踏まえて、マックス・ウェーバーの業績のなかに、二十世紀初頭に出現した歴史の転換を読みとることにある。前回の報告ではウェーバーとゲオルク・ジンメル「形式」概念に共通する発想を力点に、それまでの歴史科学との対比を行った。今回の報告はそれを受けてウェーバーが行った歴史科学の根底からの変革について考察する。

これまで入念な検討の対象とされ、多くの研究を生み出してきたウェーバーの業績は、当然のことながら関連領域のその後の展開に対して直接的に、あるいは間接的に多くの影響をもたらしてきている。「ウェーバー学」という本来ならば揶揄的な表現が、ある種の重要な研究領域を指し示すまでになっている現状は、ウェーバー自身の本来の研究対象であったはずの歴史科学の展開とは無関係に「研究」を進展させている。例えばドイツで行われている膨大な全集の刊行事業に代表されるように、ウェーバーのテキストを矛盾なく再構成したり、さらには個人的な生活史に当てはめて作品の成立を後づける作業、ウェーバーの先行者や同時代人との議論のつながりを探求する作業などは、多くの成果を挙げた。しかしそれらのテキストや思想が、はたしてどのような意図の下で成立し、どの程度の成果を挙げ、そして後にどのような結果をもたらしたのか、あるいはどのように後の展開を方向付けたのか、については、とりわけわが国においては、はるかに少ししか語られてこなかった。

本報告はこれらの問題について、歴史科学という側面から接近し今日にいたる歴史科学の展開においてウェーバーのもたらした刻印を検証する。それは同時にこれまで個別の研究領域の創始者、あるいは開拓者、先駆者として理解されてきたウェーバーの事業を統一的な視点から理解しようとする試みでもある。

2. 1919/20年のゴットフリート・トラウプ

(Gottfried Traub 1869-1956)

佐藤真一

ゴットフリート・トラウプ。わが国においてこの名前は、ほとんど知られていない。ドイツ本国においても、注目されているとは言い難い。トラウプ研究書は、まだ一冊も出版されていない。それでは、彼はどのような人物なのか。

彼は第一次世界大戦前はフリードリヒ・ナウマンの信奉者として、社会問題に深い関心を寄せる福音主義教会の牧師であり、また教会の伝統的信条と近代との溝を鋭くつくことによって、いわゆる「トラウプ事件」を引き起こし、免職処分を受けた。その直後から、彼は活動の力点を政治に移し、すでに1913年にはプロイセン邦議会の進歩人民党の議員となっている。大戦期には、時とともに国粹的な色彩をつよめ、「ドイツ祖国党」の扇動者として精力的に働き、カップやティルピッツの信頼を受けながらあくまで「勝利の平和」を主張した。ドイツの敗北と革命勃発後には、ドイツ国家人民党の黨員となり、1920年のカップ一揆に加わった。

このように彼は熱情の人である。かなり高い教養を備えているが、際立って深い思想家とはいえない。しかし、彼が熱情の人であっただけに、彼の行動をつうじて、ドイツ現代史の興味深い一面が照らし出されている。しかも彼は、文筆家として多数の論説を書き残している。それゆえ、彼は取り上げるに価する人物と思われるのである。

本発表においては、1919年と1920年の時期を中心に、カップ一揆への参加に至るトラウプの歩みをたどり、彼のヴァイマル共和国に対する見解を考察したい。その際、彼のエルツベルガー観にも注目したい。

3. ヴァイマル共和国における自治体福祉行政

— デュッセルドルフ市のソーシャル・ワークを中心に —

中野智世

ドイツにおいて、従来の貧民救済にかわる近代的社会福祉制度の基盤が整えられたのは、第一次世界大戦後のヴァイマル共和国期であった。敗戦とインフレによる大量貧困とそれともなう社会的諸問題の顕在化により、限られた貧困層に対処するものでしかなかった貧民救済は、より幅広い社会層を対象とする包括的な社会福祉制度へと改編されていった。貧民が露命をつなぐことだけを目的としていた貧民救済とはことなり、社会福祉制度は受給者の経済的社会的自立を目標とし、そのための公的援助を国家の法的義務とした。その内容も単なる物質的な意味での最低生活の保障にとどまらず、就労能力と健康を維持するための物的人的援助、未成年者に対しては教育的環境の整備など、教育・保健衛生施策をも包括する幅広いものとなった。

こうした福祉サービスの拡充は、経済的社会的困窮に陥った人々や何らかの理由で不利な状態におかれている人々を援助し自立へと導くことに貢献した。しかし社会福祉史研究においてすでに指摘されているように、それは個人の生活領域全般にわたる公権力の一層の介入をも意味していた。そして福祉サービスが受給者側の権利としてではなく、提供する側—具体的には福祉の実施を担う各自治体の福祉行政—の義務として行われた当時においては、福祉による介入は一定の世界観にもとづいた規律化を容易に伴うものであった。

こうした社会福祉制度のもつ両面性が、当時の福祉の日常の現場でどのような形をとって現れたかを示すことが本報告の目的である。その際、いかなる福祉サービスが存在したのかだけでなく、それが福祉行政の末端で実際にどのようなやり方で行われたのか、すなわち援助がどのように申請され、いかなる判断基準で認可され、またどのような条件下で提供されたか、という手続きの全体が検討されることになる。

4. オシエツキーの平和運動

竹本真希子

19世紀末から組織的發展を見せ始めていたドイツの平和運動にとって、第一次世界大戦は大きな転換点を意味した。人々のなかに平和への関心が高まり、20をこえる平和組織がつくられ、それまで少数派であった平和主義者は政治的発言力を持つことを期待した。同時に平和運動は自由主義左派知識人によるブルジョア改革運動から、社会主義的傾向をもつ運動へと転換し始めていた。ヴァイマル期最大規模の平和組織、ドイツ平和協会 Deutsche Friedensgesellschaft はこのことを如実に反映した。国際法と国際組織による諸国家間の協定によって平和を達成しようという自由主義的平和主義者と、大衆を平和運動に動員し国内の軍国主義を排除することが第一の課題であるという社会主義的平和主義者は協会指導部内で運動の路線をめぐる論争を繰り返し、対立を深め、結局は協会の分裂に至り、これがドイツ平和運動の崩壊につながったのである。

独自の理想主義的平和主義から平和主義者間の対立を鋭く批判したのは、カール・フォン・オシエツキー Carl von Ossietzky (1889-1938) であった。かれは左翼文化を代表する雑誌『ヴェルトビューネ』編集長であり、1935年度ノーベル平和賞受賞者として知られているが、当時の平和運動を「非政治的」だとし、組織内の権力闘争に終始する平和主義者たちを批判した。こうした姿勢から見られるのは、のちに言われたような「平和運動の象徴」ではなく、むしろ平和運動のアウトサイダーとしてのオシエツキー像である。知識人の平和運動は何をめざし、なぜうまくいかなかったのか。オシエツキーはこれまで歴史研究のなかであまりとりあげられておらず、また平和運動自体も十分に研究されているとはいえない。改めてオシエツキーをとりあげることによって戦間期のドイツ平和運動を考察していきたいと考えている。

5. 青年動とその自然観

古川高子

「ドイツ青年運動」というのは世紀転換期にドイツにおいて開始され、ナチスによって解散されるまで続いたエリート青年を中心とする一連の運動の総称である。ヴィルヘルム体制に対する青年たちのロマン主義的抗議運動であったこのヴァンダーフォーゲルは、第一次世界大戦後には「民族共同体」理念の実現を目指し、ヴァンデルンや政治教育活動をおこなう「同盟青年」運動となる。

題目で鈎括弧をはずしたのは、ここで扱うのがエリート層の青年による青年運動ではないからであり、またドイツという名称をはずしたのは、オーストリアの青年運動をも扱うからである。

分析の中心となるのは1895年ウィーンで設立された労働者旅行組織「自然の友」青年部（第一次世界大戦前後から設置）である。ドイツ各地にも支部をもった「自然の友」は社会民主党系労働運動の生活改革的文化教育団体であり、その活動の中心はヴァンデルンと自然・ハイマート保護運動であった。

実は「同盟青年」もヴァイマル時代、自然保護協会の汎神論的教育のもと、同様な活動に参加しており、その延長上にはナチス時代の自然保護団体の指導者となる青年たちが存在した。かれらの自然観の特徴は、「上から」の眺望と汎神論的発想である。その二点は自らの安定した支配的地位を確保し、フォルクを救済しようとして考えだされた「同盟青年」の「民族共同体」理念に集約されていた。

ところが、この汎神論的描写は、「自然の友」の青年向けの雑誌のみならず、労働組合青年運動にも、さらには「自然の友」の一般向けの雑誌にさえ見いだされる。そうなる、青年の教育手段としてのみ汎神論が利用された、とは言えなくなる。

ではなぜ、戦間期、汎神論がドイツ・オーストリアという国境を越え、年齢、階級に関わらず人々の自然観を規定するようになったのか。この問いに答えるのが本報告の課題である。

現代史部会2

報告者

1. 穴山 朝子（お茶の水女子大学）
2. 加藤 義明（早稲田大学）
3. 安藤 公一（大阪学院大学）
4. 福永美和子（東京大学）
5. 爲政 雅代（同志社大学）

1. 音楽雑誌にみるナチズム

— 1933年前後の音楽界における「芸術の政治化」 —

穴山朝子

本報告では、主として保守系の音楽雑誌を史料として分析することによって、当時の音楽家や音楽学者、芸術批評家たちが、ナチズムの文化領域への介入にいかなる対応をみせたかという問題と、ナチズムが音楽界へ浸透していく過程とを考察する。

分析の手がかりとしては、ヴァイマル時代から、ナチ体制初期における、芸術と政治との関係をめぐる言説や論議を中心に取り上げ、この時期頻繁に用いられていた「芸術の政治化」という言葉に特に注目したい。

雑誌の論調を見る限りでは、ヴァイマル共和国期には、前衛音楽やアメリカ文化の影響、あるいはメディアの発達に伴う文化生活の変化などが、頻繁に音楽界の話題として取り上げられ、批判の対象となっていたが、音楽家の政治活動と、政治権力による文化領域への介入という事態もまた、問題視されていたといえる。

このような状況下において、ナチ運動に関しては、まず1928年に設立された文化組織「ドイツ文化闘争同盟」が誌面で言及され、その後ユダヤ人排除や音楽家同士の密告事件をめぐる問題が表面化し、論じられるようになる。同時に、親ナチ批評家や音楽学者たちは、芸術に造詣深い政治家とその運動として、ナチズムを誌上でアピールしていたといえる。つまり、ナチズムは当初、「芸術領域へ介入」するのではなくむしろ、芸術領域に歩みよるか、あるいは芸術との共存を目指すものとして宣伝され、そのことでナチ「文化政策」の音楽界への浸透が計られていった、ということなどが雑誌から読みとれるのである。

2. デュッセルドルフにおける
エーデルヴァイスピラーテンの活動

加藤義明

ナチスは、ヒトラー・ユーゲントによって青少年を組織し画一化しようとした。ヒトラー・ユーゲントは、青少年に余暇活動を提供し、また既成の権威に対する対抗組織としての役割をはたした。しかし、組織の拡大と規律化、監視措置の強化は、ヒトラー・ユーゲントに対する若者たちの不満をひき起こした。さらに、大戦勃発前からの準軍事訓練の導入は、ヒトラー・ユーゲントに対する若者たちの反発をまねいた。1930年代末には、ヒトラー・ユーゲントの活動を逃れ、独自の活動をする若者たちのグループが生まれていた。エーデルヴァイスピラーテンは、ドイツ西部に出現したそのようなグループのひとつである。このグループは、近隣に住む10代後半の若者たちを中心に、自然発生的に生まれた。彼らは、公園、居酒屋などに集まり、おしゃべりをし、ギターを弾き、歌った。また、週末には郊外にハイキングにでかけ、長期の休暇旅行もした。彼らの活動は、ヒトラー・ユーゲントのパトロール隊との衝突を生み、ゲシュタポによる取り締まりが強化された。

本報告では、主としてデュッセルドルフのゲシュタポ本部の文書を分析することによって、この地でのエーデルヴァイスピラーテンの活動の実態を明らかにしたい。まず、メンバーの若者たちの家庭環境、経歴、収入などを分析することによって、このグループの若者たちがどのような生活環境、社会状況にあったかを示す。次に、デュッセルドルフにあるOstparkを中心とした、彼らの活動内容を示し、さらにゲシュタポが、どのように彼らを認識していたかについても考察したい。

本報告が、ヒトラー・ユーゲントとは異なる、第三帝国下の青少年を理解する一助となれば幸いである。

3. ナチス・ドイツの対ソ経済略奪戦争

— ヒトラーの基本計画と『トーマス覚書』の意義 —

安藤 公一

ナチス・ドイツの対ソヴィエト戦の動機、目的については、これまであまりにも経済面の研究がなおざりにされてきた。近年、ヒトラーとナチスの東方生活圏プログラムを「軍事戦略」と「人種イデオロギー」と「経済」の三様の側面から分析し、対ソ戦争目的の全体像ならびに真の歴史的意義を解明しようとする研究態度が提唱されている。すなわち軍事力によるヨーロッパ＝ロシアの征服、ユダヤ＝ポリシェヴィズムの撲滅、ロシアの食料資源および天然資源に対する経済的略奪である。

本発表では、対ソ戦争目的の経済面に焦点をあて、ヒトラーの基本計画を背景に、国防軍総司令部（OKW）国防経済－軍需局長ゲオルク・トーマスの『対ソ戦の国防経済への影響に関する覚書』（1941年2月13日）の内容と、ヒトラーの構想に与えた影響を考察する。

この作業を通して、対ソ戦でドイツは経済略奪戦争を狙ったと定義することができよう。他方、こうした経済略奪構想と軍事作戦および人種政策との連関も視野に入れなければならない。それによってドイツ側の政策決定のプロセスがいっそう明瞭になるであろう。

4. ドイツ連邦共和国創設期における「ナチズム問題」

— 社会統合と政治的コンセンサスの形成 —

福永 美和子

創設期のドイツ連邦共和国は、ナチ時代の過去を原因として生じた多くの政治・社会問題に直面した。これにどのような解決を図るかということは、同国の内政上の発展を左右する重要性を有し、同時に西欧的な民主主義体制の建設と西側同盟への統合という政治・外交の構造的な枠組みの形成とも深く連動していた。「過去の克服」と総称される戦後ドイツの広範な営為のなかで、国家の創設期における過去との現実政治的な取り組みは、その前提的な位置を占めている。

本報告の目的は、非ナチ化の停止と恩赦、基本法131条に基づく元ナチ公務員の復権、ナチ犯罪・戦争犯罪の司法追及、ネオ・ナチズムの規制、補償および負担調整政策などを含むこの問題総体を「ナチズム問題」と規定し、具体的な政策分析を通じて戦後初期の過去との関わりの多面的で複合的な全体像を明らかにすることにある。

具体的には、アデナウアー連邦政府の対応を中心に、第一に、旧ナチ勢力を再統合しつつナチ体制と決別するという二重の課題に対してどのような取り組みがなされたのか、第二に、ナチ支配と第二次大戦に起因するさまざまな損害がどのように清算されたのか二つの観点について考察を行う。そして、多くの社会集団に分裂していた戦後初期のドイツ社会の速やかな統合と、連邦共和国の政治的コンセンサスの創出に重きを置いたアデナウアー政権の基本姿勢が、「ナチズム問題」の解決にどのような影響を及ぼしたかを分析する。

5. ドイツの政治文化とアメリカ民主主義

— 国家学から政治学へ —

爲 政 雅 代

第2次世界大戦の敗戦は、ドイツに対してあらゆる側面における様々な変化を迫った。特に民主主義の解釈をめぐり、占領国はドイツに対して強硬な姿勢をもって教育上、学問上における変革を要求する。そこで、本報告は「国家学」から「政治学」への変容を遂げたドイツ政治学の一現象を戦後ベルリンに見いだすことにより、戦後ドイツにおける民主主義解釈の形成の一例を提示する。

戦後ベルリンにおいて、政治学を教授しようとする教育機関が設立された。1949年1月のドイツ政治学大学 Deutsche Hochschule für Politik を皮切りに、その後、ベルリン自由大学 Freie Universität Berlin や政治学研究所 Institut für politische Wissenschaft の設立と相まって、「政治学」教育への要求が高まる。当時のベルリンの政治的地位という条件も重なり、ベルリンにおける政治学の意義は重要視され、大いなる発展を遂げていく。そしてこれらの教育機関の形成過程のなかに、政治学と言われる（時には、民主主義学と言われる）学問の成立を把握することができる。

また、以上の教育機関の設立の際には、ドイツ政治学の成立過程を見出し得るだけでなく、占領国とドイツの間に生じる「民主主義観」をめぐる相克を概観することもできる。占領国はドイツにどのような民主主義をもたらそうと考えたのか、また、これに対してドイツ人は民主主義をどのように解釈しようとしたのか、結果的に両者の間にどの程度のギャップが生じたのか。これらの問題点を追求する上でも、戦後ベルリンにおける教育機関の概観は、一定の見解を示してくれるものと考えられる。

ケイン／ホブキンズ著

「大英帝国」を動かすものは何か？

ジェントルマン資本主義の帝国
I 創生と膨張 1688-1914 5500円
II 危機と解体 1914-1990 4500円
竹内幸雄／秋田茂訳
木畑洋一／且祐介訳

近代世界システム 1730-1840s
ウオーラー・ステイン著
川北 稔 訳

大西洋革命の時代 産業革命、フランス革命、ラテンアメリカ諸国の独立等
近代初頭の諸革命・反乱を大西洋革命の時代として、世界システム論の視角
からウィットウッドに描き出したライフワーク第三巻。 4800円

飢餓の革命
ロシア十月革命と農民 戦時共産主義期におけるボリシェヴィキ権力と農民
都市プロレタリアと農民の矛盾・対抗関係の実態を、革命後全国に波及した
飢餓に焦点を合わせて民衆のレベルから実証した力作。 12000円

星条旗 1777-1924
グインター著
和田光弘他訳

多様な民族・階級がせめぎ合う広大な人工国家アメリカのナショナル・アイ
デンティティはいかにして形成されたのか？「想像の共同体」の創造に動
員され、愛国主義の中核へと上り詰めていった国旗の文化史。 3600円

庭のイングリッド
風景の記号学と英国近代史（庭）の歴史の変遷は、感性の歴史と深くつな
がっている。一七、一八世紀の英国文学に描かれた庭園の暗喩機能の変遷を
辿り、近世ヨーロッパの感性を別括。名著の新装復刊。 4500円

ロシア革命論 I
M. ウェーバー著 省部幸隆・小島定訳 6000円

イギリス帝国とスエズ戦争
植民地主義・ナショナリズム・冷戦 5800円
佐々木雄太著

人種主義 その批判的考察
R. ベネディクト著 筒井清忠・寺岡伸悟・筒井清輝訳 2800円

修道院と農民
会計文書から見た中世形成期ロワール地方 16000円
佐藤彰一著

絵画の黄昏
エドゥアール・マネ没後の闘争 4800円
稲賀繁美著

名古屋大学出版会
〒464-0814 名古屋市中千種区不老町名大内
TEL 052 (781) 5353 / FAX 052 (781) 0697
http://www.suntec.co.jp/UNP/ <税別>

田北廣道
中世後期ライン地方の
ツフット「地域類型」の可能性
——経済システム・社会集団・制度——
A 5判 340頁 6,500円
H. レンツェの提唱した「ツフット地域類型」を叩き合いつつ動的モデルの提示を狙いとし、「地域類型」の形成過程と、その経済史研究にもちうる可能性とを明らかにする。

藤井美男
中世後期南ネーデルラント
毛織物工業史の研究
——工業構造の転換をめぐる理論と実証——
A 5判 310頁 7,000円
本書は、同工業の歴史に関する諸学説を批判的に検討するとともに、2つの有力都市イールとメヘレンを实证分析の素材に据え、「産業的中産階」出現の手工業史における意義を解明する。

前問良爾
ドイツ農民戦争史研究
A 5判 394頁 7,500円
フランス革命以前における最大の民衆運動と評価されるドイツ農民戦争について、諸学説の批判的検証と公刊・未公刊史料の詳細な分析を基に、社会、政治、思想の全般にわたる総合的研究を目指し、その現代的意義を問う。

斎藤綱子
西欧中世慣習法文書の研究
——「自由と自治」をめぐる都市と農村——
A 5判 320頁 7,000円
本書は、中世都市の重要な特徴の1つとされてきた「自由と自治」に焦点を当て、フランス王国北辺から神聖ローマ帝国西辺の一角を対象として、中世人の視野の広がりにおける、都市と農村との関係を探求しようとするものである。

宮松浩憲
西欧ブルジュワジーの源流
——ブルグスとブルゲンシス——
A 5判 536頁 8,000円
中世初期に新生した西欧ブルジュワジーが都市・農村の両面的存在から市民へ収斂していくと同時に、多核構造の中世都市を巨大な共同体へ発展させる過程を、都市と農村を一体とする地域史の視点に立てて解明した総合的実証研究。

A.フルヒユルスト、森本芳樹 編著
Economie rurale et économie urbaine au Moyen Age
Landwirtschaft und Stadtwirtschaft im Mittelalter
A 5判 228頁 4,500円
ヘント大学中世社会経済史講座と九州大学経済史講座の研究集会「中世における農村経済と都市経済」をもとに編まれた仏文・独文論文集。

L.ジュニコ／森本芳樹 監修
歴史学の伝統と革新
——ベルギー中世史学による寄与——
四六判 288頁 3,800円
社会史に関する問題意識の革新が豊かな実りをもたらすためには、ますます確実な史料処理が不可欠である。1982年日本での五つの講演から生まれた本書では、コンピューターによる中世文獻史料の検索と分析の最近の達成を軸に、現代歴史学の進むべき途を示す。

デュビイ、ミッテラウアー、アスピイ、シュネーデル、キースリンク、ファン・デル・ウェー／森本芳樹 編
宮松・藤田・森本・平嶋・山田・田北・藤井 訳
西欧中世における都市と農村
四六判 320頁 3,200円
地域内部での都市的・農村的諸機能の編成と分布をあらゆる定住地に目を配って再現しようとする地域史の手法により、中世における都市と農村との多様な共生関係が解明される。

森本芳樹 編著
西欧中世における
都市=農村関係の研究
A 5判 540頁 5,800円
本論文集は、最近ヨーロッパ学界での研究動向の追跡と、研究史と史料類型に留意し、地域史の手法を駆使した個別研究の成果であり、西欧中世の広い時期と地域に亘って、都市と農村との多様な関係を照射する。

〒812-0053 福岡市東区箱崎7-1-146 九州大学構内
☎092(641)0515 / FAX092(641)0172 <価格税別>

(財)九州大学出版会

コルバン 音の風景

世界を代表する感性の歴史家が、『においの歴史』(嗅覚)、『涙の誕生』(視覚)に続いて、聴覚の歴史に迫る。鐘の音が形作る聴覚空間と共同体のアイデンティティを描く、初の「音と人間社会」の歴史。 小倉孝誠訳 七二〇〇円

においの歴史 山田登世子・鹿島茂訳 四八五四円

ミシユレ

高くそびえていたものを全て平らにし、平原が主人となった一九、二〇世紀。この衰弱の二世紀を大歴史家が再生させる自然の歴史(ナチュラル・ヒストリー)の集大成。ミシユレ博物館シリーズの挿尾、本邦初訳。大野一道訳 三八〇〇円

加賀野井秀一訳 四六六〇円

女の歴史

デュビイ・タペロー監修
杉村和子・志賀亮一監訳
別1 女のイマージュ 各七八〇〇円
別2 女の歴史 各九八〇〇円
別3 女の歴史 各九八〇〇円
別4 女の歴史 各九八〇〇円

世界一級の女性史家七〇余名が、広大な西欧世界をカバーし、古代から現代までの「女と男の関係」を問う初の女性史。伊、仏、英、西語版ほか全世界で刊行中の名著の完訳。



月刊「機」B6変28頁 5月号 No.82 嵯川謙一／鶴見和子／野本三吉／山田登世子／石田健夫／中村登一／海知義／吉増剛造ほか 年間購読料二〇〇〇円(送料・税込) ◎機見本誌ブックガイド呈 *表示の価格は消費税別
〒162-0004 東京都新宿区早稲田鶴巻町五一-1
振替00160-4-17013 電話03-5272-0301 FAX 03-5272-0450
藤原書店

水書房
〒101-0065 東京都千代田区西神田2-4-1
Tel.03-3261-6190 Fax.03-3261-2234

20世紀の歴史家たち—世界編(上・下)

編集 尾形 勇・樺山 紘一・木畑洋一 / 四六判・各350頁・2800円(税抜) 主な項目と筆者

アリエス, P.	杉山光信	侯 外 廬	多田 猶 介	フェーヴル, L.P.V.	長谷川輝夫
アレクセーエフ, V.M.	加藤九祚	コーサンビー, D.D.	山崎利男	フーコー, M.	福井 憲 彦
イナルジク, H.	永田雄三	サイード, E.W.	杉田英明	ブロック, M.	二宮宏之
イレート, R.C.	池端雪浦	ジャンセン, M.B.	三谷 博	ブローデル, F.	濱 名 優 美
ウィットフォージェル, K.A.	鶴間和幸	ゾンバルト, W.	金 森 誠 也	ホイジンガ, J.	樺 山 紘 一
ウィーラー, E.M.	小西正捷	タカキ, ロナルド	富田虎男	ホプズボーム, E.J.E.	水 田 洋
ウィリアムズ, E.E.	川北 稔	ダニーロフ, V.P.	奥田 央	マイネッケ, F.	坂井榮八郎
ウェーバー, M.	伊藤貞夫	陳 寅 恪	尾形 勇	マクニール, H.	高 橋 均
ヴェーラー, H.U.	木村靖二	陳 夢 家	松丸道雄	マスペロ, H.	池 田 温
エーバーハルト, W.	大林太良	デイヴィス, ナタリ	近藤和彦	メネンデス・ピダル, R.	小 林 一 宏
エリアス, N.	木村靖二	トインビー, A.J.	芝井敬司	モミリアーノ, A.D.	本村凌二
カー, E.H.	木畑洋一	トーニー, R.H.	越智武臣	楊 寛	高 木 智 見
郭 沫 若	飯尾秀幸	トムスン, E.P.	近藤和彦	梁 啓 超	佐 藤 慎 一
カントロヴィッチ, E.H.	藤田朋久	ニーダム, J.	草光俊雄	ルフェーヴル, G.	松 浦 義 弘
ギブ, H.A.R.	湯川 武	バルトリド, V.V.	小松久男	ル・ロワ・ラデュリ, E.	阿 河 雄 二 郎
クラーク, M.	藤川隆男訳	ピレンヌ, H.	河原 温		
グレーヴィチ, A.	石井規衛	フィンリー, M.I.	桜井万里子		
ゴイティン, S.D.	湯川 武	フェアバンク, J.K.	平野健一郎		

近刊

★ことばの概念把握を通して近現代の歴史を理解。オットー・ブルナー、他編。

基本歴史概念事典 (近代政治・社会概念事典) 全8巻(9冊)

Geschichtliche Grundbegriffe: Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland. 8 Bde. Hrsg. v. O. Brunner u. a. Vorw. v. R. Koselleck. (Klett-Kotta/G) <在庫> ¥ 241,270 (税別)

★1909年初版刊行。世界各国の一流専門家が執筆。RGGの略称で知られ豊富且つ広範な情報を網羅する国際的百科事典の全面改訂第4版。

歴史と現代における宗教 (神学・宗教学百科事典) 全8巻

Religion in Geschichte und Gegenwart. 4., völlig neu bearb. Aufl. 8 Bde. Hrsg. v. H. D. Betz, D. S. Browning, B. Janowski u. E. Jüngel. (Mohr/G)

Bd. 1: A-B. ca. 1000 S. 1998:9. ISBN 3-16-146941-1. (以後続刊)
 特価(1998年12月まで) Ln. ¥ 37,580 (税別)
 それ以降 Ln. 42,980 (税別)

ナウカ 株式会社

本社 ☎171-8551 東京都豊島区南池袋2-30-19
 TEL(03)3981-5261
 FAX(03)3981-5313

札幌 TEL(011)726-0391 名古屋 TEL(052)733-6692 福岡 TEL(092)641-6844
 仙台 TEL(022)223-5535 京都 TEL(075)223-5333 神保町店 TEL(03)3264-0021
 首都圏東部 TEL(0471)63-3754 大阪 TEL(06)313-2388
 国立 TEL(0423)28-3930 広島 TEL(082)249-5011

新シリーズ 地域の世界史 全12巻

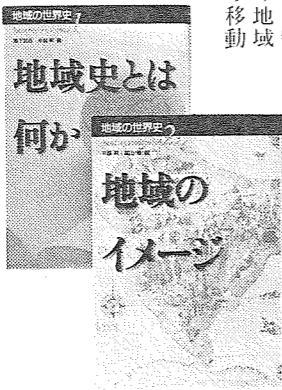
国民国家の枠組みが揺れ、地域紛争が多発している現在、「地域」の視点から世界史を考える新シリーズ。歴史の中でつくりだされる可変的な地域のあり方を明らかにするとともに、地域概念そのものを問う。
 四六判 平均430頁 各本体3238円(税別)

【最新刊】

5 移動の地域史

人の移動によってどのよう新しい地域が生まれ、従来の地域が変わってゆくのか。人の移動がもたらす歴史の構造的変化を、地域からみる。

〔次回配本〕
 信仰の地域史



全巻構成

- * 1 地域史とは何か 濱下武志・辛島昇編
- * 2 地域のイメージ 辛島昇・高山博編
- * 3 地域の成り立ち 辛島昇・高山博編
- * 4 生態の地域史 川田順造・大貫良夫編
- * 5 移動の地域史 松本宣郎・山田勝芳編
- * 6 ときの地域史 佐藤次高・福井憲彦編
- * 7 信仰の地域史 松本宣郎・山田勝芳編
- * 8 生活の地域史 川田順造・石毛直道編
- * 9 市場の地域史 佐藤次高・岸本美緒編
- * 10 人と人の地域史 木村靖二・上田信編
- * 11 支配の地域史 濱下武志・川北稔編
- * 12 地域への展望 木村靖二・長澤栄治編

山川出版社

東京都千代田区内神田1丁目13-13
 〒101-0047 ☎03(3293)8131



ミネルヴァ書房

〒607-8494 京都市山科区日ノ岡堤谷町1 振替01020-0-8076
TEL075-581-0296 FAX075-581-0589 宅配可・価格は税別

MINERVA西洋史ライブラリー

A5判・上製

① 支配の文化史

近代ヨーロッパの解説

岡本 明編著 近代ヨーロッパ史における社会変動とヘゲモニーの問題に光を当てた共同研究成果。ヨーロッパ各国において、文化的側面から支配をめぐる諸説が分析される。
三五〇〇円

② 西欧中世史事典

国制と社会組織

ハンス・K・シュルツエ著／千葉徳夫他訳 西欧中世の国制と社会組織の「基本構造」をとりあげ、体系的かつ簡明に解説、主要参考文献を付し事典としての性格をもつ。基礎知識が満載の書。 三八〇〇円

③ ナチズム体制の成立

新装版

栗原 優著 ●ワイマル共和国の崩壊と経済界 ワイマル共和国末期からナチズム体制への移行において、経済界の政治行動を明らかにする。膨大な文献史料を駆使し、謎の領域にメスを入れた名著。 六五〇〇円

④ 平和主義と戦争のはざままで

W・ウッドラフ著原 剛訳 ●続・社会史の証人 ランカシヤの綿業労働者の家に生まれ、経済史の大家となったウッドラフの自叙伝。イギリス社会を裏面から浮き彫りにするユニークな社会史。 五〇〇〇円

ロシア近現代史

藤本和貴夫
松原 広志 編著

——ピョートル大帝から現代まで——

一八世紀から現代にいたるロシア史を概観する。ロシア帝国期、ソ連邦期、連邦崩壊後の今日のロシア連邦期の歴史を跡づけながら、歪められた史実を資料とともに明らかにする。最新の研究動向をできるかぎり取り入れ、歴史的評価の変遷とその現代的意味を問う。 予価二八〇〇円

① 社会史の証人

W.ウッドラフ著 4854円

② アメリカ禁酒運動の軌跡

岡本 勝著 3884円

③ 都市国家のアウトサイダー

P.マケクニー著 3398円

④ 近代英国の起源

越智武臣著 6000円

⑤ ヴィクトリア時代の政治と社会

村岡健次著 4000円

⑥ 知の運動

田中峰雄著 6602円

⑦ 近代ヨーロッパと東欧

中山昭吉著 6311円

⑧ ジェントルマン・その周辺とイギリス近代

村岡健次他編 5000円

⑨ ヴィクトリア朝の人びと

A.ブリッグズ著 6000円

⑩ 西欧中世史〔上〕

佐藤彰一他編著 3400円

⑪ 西欧中世史〔中〕

江川 温他編著 3400円

⑫ 西欧中世史〔下〕

朝治啓三他編著 3400円

⑬ 民衆啓蒙の世界像

寺田光雄著 3398円

⑭ 大英帝国のアジア・イメージ

東田雅博著 3500円

⑮ リュトヘルスとインタナショナル史研究

山内昭人著 5340円

⑯ ヨーロッパ中世末期の民衆運動

M.モラ他著 4800円

⑰ テクノクラートの世界とナチズム

小野清美著 4800円

⑱ フランス革命と群衆

G.リュエデ 4500円

⑲ ナチズムとユダヤ人絶政策

栗原 優著 4000円

⑳ ステイタスと職業

前川和也編著 5000円